

6月16日（木）

令和 4 年 6 月 16 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 濱砂守 (同)
- 23番 二見康之 (同)
- 24番 山下博三 (同)
- 25番 西村賢 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 27番 井上紀代子 (県民の声)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 右松隆央 (同)

欠席議員 (1名)

- 36番 星原透 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 島 津 久 友 | 島 津 久 友 |
| 警 察 本 部 長 | 佐 藤 隆 司 | 佐 藤 隆 司 |
| 監 査 事 務 局 長 | 高 山 智 弘 | 高 山 智 弘 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 日 高 幹 夫 | 日 高 幹 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 一般質問

○右松隆央副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県議会自民党の山下博三です。

今日は、私の地元からもたくさん傍聴においでいただきました。ありがとうございます。

それでは、通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、ウクライナ情勢についてであります。

令和4年2月24日、ロシア連邦は、隣国ウクライナに一方的に侵攻を始めました。北京オリンピックとその後のパラリンピック冬季大会の間隙を縫っての侵攻で、その後の侵略の経緯は報道のとおりであります。

我が国は、さきの大戦の歴史的経緯を踏まえ、基本的人権の尊重、国民主義、平和主義の基本原則から成る日本国憲法を制定し、9条1項で、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。」と誓っております。

憲法公布から76年を経て、我が国の周辺環境は大きく変化し、尖閣諸島や日本海において、我が国の安全保障を脅かす事態が急増しております。

北朝鮮は、コロナ禍に苦しむ中、大陸間弾道ミサイルなどの発射を繰り返し、中国は、軍艦や海警局による領海侵入を行うなど、挑発行動はエスカレートしております。

子や孫、さらにはその先の代に「平和で安定した日本」をつないでいけるのか、不安に思うのは私ばかりではないと思います。国内で唯一、戦闘員ではない多くの国民が犠牲となった沖縄では、先月、本土復帰50周年記念式典が開催されました。報道の中で青年が、「ウクライナは他人事ではない。21世紀になっても一般の国民が犠牲になる戦争が起こるとは信じられない」と、大変憂慮しておりました。

ロシアのウクライナ侵攻後、はや5か月になるろうという現状をどのように理解されているのか、またアジア周辺において、日本の置かれている状況をどのように認識されているのか、知事にお伺いいたします。この後は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻につきましては、明らかに国連憲章に違反し、我が国を含む国際社会の平和と秩序、安全を脅かす、断じて容認できない行為であると考えております。

また、その戦況の長期化、硬直化による被害の拡大に伴いまして、世界規模での原油・物価高騰、食料不足なども生じております。我が国の国民生活、社会経済活動にも重大な影響を及ぼしていることを憂慮しております。

こうしたロシアの動きと併せて、アジア周辺におきましては、北朝鮮による弾道ミサイル発射実験の頻発化や、中国の軍事力の拡大、海洋進出の動きなど、我が国を取り巻く安全保障環境は、急速に厳しさを増しているものと認識しております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 ありがとうございます。

我が国は憲法9条で戦争の放棄、戦力の不保

持、交戦権の否認という平和三原則を明確にする一方、日米安全保障条約を締結したため、万が一のときにはアメリカが助けてくれるという、極めて他力本願的な考え方が多数を占めていると言われております。

しかし、国民のほとんどは、ウクライナ侵攻を目にして、我が国でも周辺国による一方的な侵略を受ける可能性が否定できないと、危機意識を持ったと確信しております。

私たち自由民主党は、これまで憲法改正の必要性を主張してまいりました。もちろん、平和三原則を堅持しつつ、新たに自衛隊を明記し、他国からの侵略に備えるというものであります。今国会でも既に13回を超える憲法審査会が開かれており、その議論も徐々に煮詰まっております。

そこで、日本国憲法の背景や三原則を理解した上で、近年の我が国を取り巻く周辺環境の変化を踏まえ、憲法改正の必要性についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国際情勢の不安定化に伴い、多くの国民が、これまで想像もしていなかった危機を自らの問題として捉えるきっかけとなり、国家の防衛や安全保障問題に対する関心が高まってきているものと考えております。我が国の平和と独立をいかに守っていくか、しっかりと議論がなされるべきだと考えております。

国におきましては、憲法審査会で活発な議論がなされておりますが、9条に関しては、賛成・反対の立場から様々な意見が表明されておまして、自衛隊の存在を憲法に位置づけるのか否か、あるいはどう位置づけるかなど、多岐にわたる論点があるものと考えております。

いずれにいたしましても、憲法は国の在り方に関わる最高法規でありまして、我が国の法体系の根幹をなすものであります。その改正は、国民一人一人に直接関係するものでありますので、国会の場での十分かつ慎重な議論はもとより、幅広く国民的な議論を尽くしていく必要があるものと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。憲法改正については、国民投票というのが出てきますので、それまでの国民情勢というのをしっかりと捉まえていきたいと思っております。

ウクライナ侵攻は、軍事面だけでなく、各国の生活に様々な影響を与えております。ウクライナやロシアは共に穀物の一大生産国であり、ロシアの小麦輸出量は世界第1位、ウクライナは第5位であり、両国を合わせると世界の小麦供給の29%であります。

侵攻後、シカゴ商品取引所の小麦、トウモロコシ、大豆の先物価格は急騰し、3月4日にはFAO（国連食糧農業機関）は、「世界の食料指数が前年比24%も上昇し、史上最高に達した」と発表しております。

小麦生産第2位のインドは、国内価格の上昇を抑えるため、小麦の輸出を停止したということであります。

国連のグテーレス事務総長は、先月、「今後数か月で世界的な食料不足の不安に直面する」と警告しましたが、影響は食料だけではありません。

ロシアは、木材やアルミニウム、パラジウム、肥料原料などの原料輸出国であります。新型コロナウイルスからの経済回復による需要増加と侵攻の影響が重なり、原材料の供給不足と価格の上昇が深刻になっております。

以降、食料やエネルギーなど資源が乏しく、

輸入に頼らざるを得ない我が国の農業・林業への影響について、お伺いいたしてまいります。

まず、農政問題であります。世界的な食糧不足が懸念される中、食料供給県宮崎の知事として、食料安全保障が叫ばれる中、我が国の食料自給率の現状をどのように認識しておられるのか、また、本県農業のカロリーベースの自給率の状況をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まずは、世界的な人口増加による食料需要の増大がございます。これに加えて、ウクライナ情勢等の影響によりまして、食料の価格高騰や供給不足への懸念が高まる中で、我が国は、小麦やトウモロコシなどの穀物をはじめとする食料の多くを海外に依存しております。令和2年度の食料自給率はカロリーベースで37%と、諸外国と比較しても低い水準にあります。

本県の令和元年度の食料自給率は、カロリーベースで60%と全国を上回っております。全国を代表する食料供給基地として、不測の事態が生じた場合においても、国民が最低限必要とする食料供給を確保するため、平時から生産能力を維持し、その向上を図っていくことが、本県の極めて重要な役割であると認識しております。

本県の食料供給能力、そして農業の大切さは、ますますその重要性を増しているものと認識しております。

今後とも、本県の基幹産業である農業をしっかり支え、国民への食料の安定供給の確保に貢献してまいります。

○山下博三議員 これより、農政水産部長に4問お伺いしてまいります。

先日、都城市「きらり農場高木」の前理事長

と、ウクライナ問題と小麦食料自給についての意見を交換いたしました。

前理事長は、「以前は、梅雨と収穫時期の関係から小麦を作ることが難しかったが、現在は品種改良も行われ、11月に小麦を播種し、5月末に収穫、その後6月末に大豆を播種して、11月上旬に収穫する輪作体系が十分可能である」と、自信を持って言われました。

そこで、本県において、飼料用米、麦、大豆などの穀物の生産状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の令和3年産の生産状況は、飼料用米が県内各地で486ヘクタールの作付となっております。

また、麦類は、小麦が新富町及び宮崎市を中心に103ヘクタール、大麦が延岡市を中心に81ヘクタールの作付、大豆は都城市を中心に218ヘクタールの作付となっております。

なお、全ての作物の面積は、ここ5年間、ほぼ横ばいとなっております。

○山下博三議員 今回調べさせていただいたんですが、本県の穀物生産量は、ごくごく僅かな生産量であります。

国内で消費する穀物の多くを輸入に頼っている我が国において、熊本県や佐賀県などでは、米を収穫した後に麦類や大豆など二毛作を行い、水田の生産性を高める取組が進められており、九州各県の穀物の作付面積を見ましても、本県は福岡県、佐賀県と比べ3分の1から4分の1ほどしか作付されておられません。

また、国が行った「米の作付意向調査」によると、世界的な穀物価格の高騰から、水田では、米から飼料用米や麦、大豆への転換が進んでいるということでもあります。

遊休農地が増加している今日、食料自給率を

高めるためにも、本県において麦、大豆や飼料用米といった穀物の生産拡大の取組を促進すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 昨今の国際情勢等から、食料の安定確保への危機感が強まっており、全国有数の食料基地である本県において、主食用米に加え、飼料用米や麦、大豆などの穀物の生産拡大を進めていくことは、大変重要であります。

これらの穀物は、本県の気象条件に適応した優良品種もあり、加えて作業の効率化が進んでいることから、生産拡大を図りやすいと考えております。

また、国の直接支払交付金等を最大限活用しながら輪作も行うことで、安定した農業経営が可能であります。

このため、今年度から取り組んでおります「土地利用型農業産地再編・強化対策事業」によりまして、大規模土地利用型経営体を育成する中で、飼料用米を主体に、麦や大豆を組み合わせる作付する取組を支援し、穀物の生産拡大を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、穀物生産の拡大に向けて努力してください。

それでは次に、本年2月に国が示した、水田活用の直接支払交付金の概要を調べさせていただきます。

私たちはこれまで、水が不足しがちな水田では可能な限りの排水対策を行いながら、また乾田などを利用して、飼料作物など米以外の作物への転作を行ってまいりました。

しかし、令和4年からは、5年の間に1回は水田として活用しなければ交付金を支給しないとの通達が、突然出されました。このことを知らされた地域の農業者からは、私のもとに多く

の苦情が寄せられました。

これまで高齢農家は、畜産農家に水田を貸し出し、畜産農家は2年から3年に一度はプラウなどで深耕し、良質な飼料作物を作ってきました。しかし、水田は、一度深耕すると土質の層が破壊され、水がたまらなくなります。

地域の農業者は、突然の要件変更には困惑しており、水田を借りている畜産農家の中には、元の所有者に返そうという動きも出ております。高齢農家に水田を返されても、耕作放棄地化するのは目に見えております。ルールを徹底することは重要なことではありますが、結果として、営農意欲の低下や耕作放棄地が増加することは、国の意図するところではないと考えます。

そこで、地域農業を守り、地域の特色を生かした魅力ある産地づくりを進める観点から、今回の要件変更をどう考え、今後どのような取組を進めていこうと考えられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県ではこれまで、国の米政策の方向性を踏まえつつ、畜産農家との連携による飼料作物の生産拡大などに取り組んでまいりました。今回の見直しによって、これらの取組が停滞し、農家の経営意識の低下や、耕作放棄地の増加等を招くことがあってはならないと考えております。

生産者からは、「飼料作物の生産性を上げるため、水田を畑に近い排水状態にしており、水稲作付は難しい」などの声も伺っているところです。

このため先月、国に対して、一律の見直しの適用を行わないよう要望を行ったところで、国としても、地域の課題の把握を進め、対応方向を検討していくと聞いております。

県といたしましては、引き続き現場の課題を

国に訴えていくとともに、水稻や麦、大豆等の穀物を組み合わせて作付する大規模経営体への農地の集積・集約等を進めながら、生産性の高い土地利用型農業を確立してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、肥料や飼料などの営農資材の価格高騰についてであります。

ロシアは、肥料の原料となるカリ鉱石の産出量が世界第2位、リン鉱石は第4位であります。ロシアと同盟関係にあるベラルーシは、カリ鉱石の産出が第3位です。

これらの国からの原料や原油の供給が減少すると、肥料価格や物流コスト、さらにはビニールやマルチフィルムなどの資材価格に高騰の連鎖が広がるのが懸念されます。

先日、今年の秋から使用する肥料や飼料の価格動向について、JA都城と、県内で採卵鶏15万羽を飼養する養鶏農家との意見交換を行いました。

複合肥料の原料となる尿素やリン安、カリウムなどは、ロシアやベラルーシ、中国からの輸入が3割以上を占めており、これらの国からの輸入が制限されております。

このため国は、化学肥料原料調達支援緊急対策事業を実施し、肥料原料の調達先を変更する際の掛かり増し経費を助成し、肥料の安定供給を目指すということでもあります。

JA都城に示していただいた、今年の秋肥の値上げ等の想定価格によりますと、全ての銘柄が平均55%ほど値上げされ、一番使われる宮崎BB550、1袋20キログラム2,233円が3,830円に171%ほど、尿素については、1袋20キログラム1,793円が3,616円に、200%ほどの値上げであります。

一方、トウモロコシなど濃厚飼料も同様の影

響を受けており、JAによりますと、令和2年7月に比べ、令和4年4月には2万2,450円、実に38%上昇しております。

また、15万羽を飼養する養鶏農家によりますと、ここ4年ほどキロ当たり200円を下回っていた卵価が、5年ぶりに200円台に回復したものの、令和3年度初めに5万6,000円程度であった配合飼料価格は、年度末には6万8,000円と1万1,750円値上がりし、本年7月には、さらに1万2,000円を超える値上がりとなるということでもあります。1年半の間に50%もの値上がりであります。

この養鶏農家では、1日15トンの飼料を使うため、年間3億円程度の飼料代であったものが、昨年からの値上がりにより4億2,000万円と、1億円以上の飼料代の増加となります。卵1キログラム当たり26円以上転嫁しなければ採算が取れなくなり、卵価が下がり始める中、経営継続の厳しさに直面されております。「JA独自に、地域の畜産農家に対してトン当たり1,500円の支援をすると、月1,400万円の経費が必要となり、一農協の力では継続的な支援はできない、国や県の支援をお願いしたい」ということでありました。

県として、今議会に物価高騰対策を提案しておられますが、資材や飼料価格の高騰対策としてどのような支援を行おうとしているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 生産資材等の価格高騰は、例えば促成ピーマン農家では、経費が1割増加し、所得が3割以上減少するとの試算があり、採卵養鶏農家の飼料費は経費の6割以上を占めることなどから、本県の農畜水産業に深刻な影響をもたらしております。

このため、県といたしましては、本議会に

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、燃油や配合飼料などのセーフティーネットに係る生産者積立金相当額の一部支援をはじめ、ビニールなど被覆資材等の価格上昇分の一部を支援するなど、19億円余の予算をお願いしたところです。

今後とも、市町村や関係団体と一体となって、農家のコスト低減を図るための技術指導を徹底するなど、農家が安心して経営を継続できるよう、しっかり支援してまいります。

○山下博三議員 県だけでの対応では限界があるため対応が難しいというのであれば、大分県のようにJAグループと連携し、国や県選出国會議員に対して、価格高騰や再生産が可能な価格形成の実現などを要請すべきではないでしょうか。

政府・与党では、4月26日に発表した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に加え、肥料価格が上昇した際の農業者への負担軽減策の導入を目指しております。

そこで、ぜひとも、農業が基幹産業である本県として、率先して地域の実情を訴え、農業者に寄り添った制度、支援の創設を呼びかけるべきですが、知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） こうした燃油や肥料、飼料など様々な生産資材価格が上昇し、農業経営に大きな影響を与える中、農業者に寄り添い、本県の基幹産業である農業を守り抜いていくことは、知事である私の責務であると考えております。

このため先月、金子農林水産大臣に直接お会いしまして、本県農業の実情をお伝えするとともに、セーフティーネット対策に係る予算の確保や、肥料などの生産資材に対する新たなセーフティーネット対策の創設等について直接、要

望を行ったところであります。

また先日、県内の若手農業者から、農業のスマート化などについて直接、意見を伺ったところではありますが、農業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、意欲ある若手農業者が、本県農業のトップランナーとして活躍されている姿は大変心強く、頼もしく感じたところであります。

このような担い手がこれからも夢や希望を持って農業に取り組み、本県農業を発展させていくためにも、必要な支援について、引き続き国に要望してまいります。

○山下博三議員 よろしくお祈りします。

昨年11月議会において私は、東京ビル建て替えにおける県産材有効利用について、深く議論させていただきました。その結果、90立方メートルの県産材が利用されることが決まったと聞いております。感謝を申し上げたいと思いません。

今回は、本県の森林・林業の現状とカーボンニュートラルの取組について、環境森林部長に6問お伺いしてまいります。

政府は、先月31日、森林・林業白書を閣議決定いたしました。世界的なコンテナ不足による外国産木材の輸入減少と、輸入コストの上昇などによるウッドショックにより、輸入木材・国産材の価格が上昇しているということでもあります。また、ウッドショックにより、中小工務店や木質バイオマス発電所では木材入手が困難となっているということであり、国産材の安定供給のため、造林から製材、住宅メーカーまで含めた幅広い連携強化が必要であるとしております。

5月2日付宮日新聞によりますと、今年3月の県内木材価格は、前年同月比3割高の立米当たり1万4,000円と、近年まれに見る高値となっ

ております。県造林素材生産事業協同組合連合会の山本事務局長によりますと、8,000円台に落ち込んだ10年前に比べ、価格が安定し、人材定着の動きが出てきているということでありませ

先日、国内大手ハウスメーカーである住友林業の光吉社長が、県産杉丸太を中心に年間70万立方メートル消費する中国木材日向工場を訪問されております。輸入材の供給が滞り始める中、国産材の利用拡大に向けた意見交換が目的だったということでありませ

このような中、国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCは、今後20年以内に、人類が温室効果ガスによりどのような影響を受けるかという報告書を発表しました。

報告書では、このままでは2100年までに30億以上の人々が、海面上昇や砂漠化、食料生産の不安定化など127の項目で深刻な影響を受け、動植物の大部分が絶滅の危機に瀕する可能性が高いと懸念されており、一刻も早い温室効果ガスの削減を求めています。

令和2年度の日本の温室効果ガスの排出量は11億5,000万トンで、その4%に当たる4,450万トンが森林等により吸収されております。

本県においては、平成30年度の排出量は976万トン、森林等による吸収量は実に391万トンと、40%に達しております。

本県は、杉の素材生産量は31年連続日本一と全国トップクラスの林業県であり、先人たちが築いてきた宝である森林資源は、カーボンニュートラルを実現する観点からも、極めて重要な資源であります。本県で活動する企業にとっても、森林整備活動に協力することで、カーボ

ンニュートラルに向けた社会的要請に応えることができるものと考えませ

そこで、森林資源をより積極的に活用して、社会的な要請でもあるカーボンニュートラルの取組を、本県林業施策にどのように位置づけておられるのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野謙二君） 森林は、成長する過程で大気中のCO₂を吸収・固定し、また森林から作り出される木材は、建築物等に利用されることで、炭素を長期的に貯蔵することになります。

このことから、本県林業施策の指針となる「第八次宮崎県森林・林業長期計画」では、森林・林業・木材産業に期待される役割の一つに、脱炭素社会の実現への貢献を大きな柱として位置づけているところであります。

県としましては、今後とも、計画的な伐採や速やかな再生林、適切な間伐による森林の若返り等を積極的に進めるとともに、都市部を含む建築物の木造・木質化と併せ、木質バイオマスなどによる木材の有効利用を推進することにより、資源循環型林業の確立を図り、ゼロカーボン社会の実現に貢献してまいります。

○山下博三議員 去る4月28日、都城・北諸県地域の林業関係者の皆さんと、森林経営の在り方や木材利用について意見交換を行いました。

森林組合によると、管内の森林面積は4万4,108ヘクタールであり、うち民有林は50%の2万2,544ヘクタール、その74%に当たる1万6,674ヘクタールが、杉を中心とした人工林であります。その大半は40年生を超え、本格的な伐採時期を迎えているということでありませ

そこで、本県の森林資源の状況はどのようになつており、どれくらい伐採され、再生林されているのか。また、伐採された木材はどのよう

に利用されているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県民有林の森林資源は、令和2年度末現在で、面積が、県の森林面積全体の70%に当たる約41万ヘクタール、このうち人工林は約23万ヘクタールで、その蓄積は約1億1,000万立方メートルとなっております。

また、令和2年度における杉などの人工林針葉樹の伐採面積は2,935ヘクタールで、再造林面積は2,104ヘクタール、再造林率は72%となっております。

次に、令和3年の本県の素材生産量は204万2,000立方メートルで、このうち製材用に90%の183万立方メートルが利用されております。

そのほか、聞き取り調査になりますが、木質バイオマスは、令和2年度に59万9,000トンが利用されております。

○山下博三議員 ウッドショックの主な要因は、木材輸入量が減少し、木材の国内需要に対して供給量が不足しているということでもあります。このような中で、本県では県産木材の販売先を開拓するため、韓国や中国といった海外への木材輸出を促進しております。

そこで、最近の県産木材の輸出状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 国の統計には、都道府県ごとの木材輸出のデータがないことから、県において、輸出企業等への聞き取りにより推計を行っております。これによりますと、令和2年度の本県の木材輸出額は71億8,000万円であり、主な輸出先は中国、台湾、韓国となっております。

このうち原木は、輸出額全体の93%を占める66億9,000万円、材積は53万5,000立方メートルで、前年度と比較しますと、金額は約1.5倍、

材積は約1.4倍となっております。また、製材品は輸出額全体の7%の4億9,000万円で、材積は1万6,000立方メートルにとどまっておりますが、前年度と比較しますと、金額は約2.4倍、材積は約2倍となっております。

○山下博三議員 輸出の額が増えていることに、私も聞き取りをしながらびっくりしたところでありました。

製材業者の皆さんからは、「国産材の消費が低迷していた時期ならともかく、需要が高い県産材をわざわざ高い運賃をかけて海外に持ち出すことはいかがか。輸出量を削減してでも地域に出荷してほしい」と、強く要望されたところでもあります。

林業・木材産業関係者が連携し、地域により多くの利益が還元されるよう、県が積極的に関与すべきと考えますが、御所見を伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 地域により多くの利益を還元するためには、原木のままではなく、より付加価値の高い製材品の生産拡大、並びに国内外への出荷拡大などの出口対策が重要であると考えております。

このため県では、品質・性能の確かな製材品の供給体制の強化や、国内における非住宅分野への県産材利用の促進、さらには、海外への「材工一体」による木造軸組構法の普及などに取り組んでいるところであります。

また、昨年度からは、いわゆるウッドショック等を契機に、木材の需給変動等への適切な対応に向けた、業界団体との意見交換の場を設けております。

県としましては、国内外への付加価値の高い製材品の出荷拡大を図るとともに、意見交換の場を通じて、木材価格や需要の動向などの情報を共有し、林業・木材産業関係者間の連携強化

を図り、森林の循環利用から、より多くの利益が地域に還元されるよう努めてまいります。

○山下博三議員 よろしくお願ひします。

都城・北諸県地域の平成27年から令和2年度の伐採推計面積は1,863ヘクタールであります。再造林面積は1,163ヘクタールと、伐採面積の6割程度にとどまっております。林業に適した場所であっても、再造林が行われておりません。

再造林が行われていない森林は、「天然更新」と言われる自然任せの放置状態などになっており、その主な理由は、森林所有者への利益還元が進んでいないこと、それに比べて再造林コストが高いこと、さらには不在地主の増加や後継者不足などです。

植林は、杉苗を購入し、春先を中心に植栽するため、時期が集中するとともに、その後の下刈り作業など作業員が不足し、コストが高くなるということでもあります。また、都城森林組合においても、植林、下刈り作業等における人材不足は大変大きな問題となっております。

一方、コストはかかっても、植付け時期が限定されず、初心者でも植付けができるコンテナ苗を密植で植えて、下刈りの手間を省くという動きも増えてきているとのことでもあります。

県内で、再造林のための杉の苗木はどれくらい必要なのか、またコンテナ苗による再造林コストはどうなっているのか、その後の下刈りを含めたコストはどうなるのか、お伺ひいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県の森林・林業長期計画では、令和12年度の再造林面積の目標である2,200ヘクタールのうち、杉の植栽は2,000ヘクタールとしており、そのためには500万本の苗木が必要となります。

また、再造林コストにつきましては、従来の苗木に比べ、コンテナ苗は植付けが容易であり、作業コストが抑えられますが、苗木価格が約2倍となりますので、1ヘクタール当たり2,500本植栽では、コストは約3割増しとなります。

しかしながら、コンテナ苗は活着がよく、低密度植栽が可能であることから、植栽本数を2,000本に減らすことで、コストは約1割増しに抑えられます。

さらに、伐採と造林の一貫作業で行いますと、コストは1割程度低くなります。また、下刈りを含めたコストにつきましては、現在、育苗、増産に取り組んでいる成長に優れた優良苗木が安定的に供給されるようになることで、下刈り期間の短縮による、さらなるコスト低減が期待されます。

○山下博三議員 県では、平成18年から県独自の森林環境税を創設し、個人県民税として均等割500円を徴収し、森林環境税基金に積み立て、森林環境の保全に関する施策の費用に充ててきました。

また、国は平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、令和6年度から国民1人当たり年間1,000円を徴収し、600億円の財源で、森林整備の促進や森林・林業を担う人材育成等や、森林の作業道など路網整備を進めることとしております。

令和元年度からは、森林経営管理制度の導入を見据えて、税の徴収に先行して森林環境譲与税が譲与されております。

そこで、県内に譲与された森林環境譲与税の金額と活用状況、また県独自の森林環境税の活用状況についてお伺ひいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与

税は、令和3年度までの3年間合計で、県に4億6,139万5,000円、県内市町村に24億2,236万6,000円が譲与されております。

これを活用して、県では、森林経営管理制度の推進に向けた市町村支援や、みやざき林業大学校での担い手育成、県産材の販路拡大対策などを実施しております。

また、市町村では、森林経営管理に係る所有者の意向調査や航空レーザー測量、森林境界明確化などによる森林整備の促進、下刈り作業への手当や新規就業者への生活支援による担い手対策などを実施しております。

県独自の森林環境税につきましては、県民参加による森林（もり）づくり活動の支援や、水源林等の公益上重要な森林の再造林支援、森林環境教育の推進などに活用しております。

○山下博三議員 コンテナ苗を活用した再造林の推進や、林業担い手を確保・育成するため、森林環境譲与税を活用して支援を行い、将来に森林資源をつないでいくべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきまして、資源循環型林業を実現し、先人が守り育ててきた森林を次世代に引き継ぐためには、適切な再造林や担い手の確保・育成が大変重要であると考えております。

このため、国の事業や県の森林環境税を活用しまして、再造林を行う森林所有者の負担軽減を図るとともに、林業イノベーションによる造林作業の省力化・効率化や、成長に優れたコンテナ苗の安定供給体制の整備など、積極的に再造林を推進しているところであります。

また、森林環境譲与税や県の担い手対策基金などを活用し、みやざき林業大学校において、本県の森林・林業・木材産業に対する深い愛着

を持ち、情熱にあふれ、確かな知識や技術力を備えた人材の確保・育成を行っているところであります。

県としましては、50年、100年先も豊かな森林資源が県土に広がり、日本の林業のトップランナーとして走り続けていけるよう、引き続き、再造林や担い手の確保・育成にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 続いて、環境森林部長に3問お伺いしてまいります。

造林は、多大な労力をかけて苗木を山の頂上まで運び、一本一本を丁寧に植え、その後、周囲の雑草に負けないよう下刈りを行いながら、育林してまいります。

戦後に植林された森林は、木材の需要減少により、適正伐期の40年を超え、近年では70年です。その間、森林所有者も世代が替わり、県や市町村・団体等の皆さんも、植林から伐採までの一連の流れに関わることはできません。

平均60年生の杉のヘクタール当たり生産量は700立方メートルと言われております。令和2年の本県素材生産量は187万立方メートルですので、実に1年間で2,670ヘクタールを超える森林が伐採されております。県平均で約7割が再造林され、残りの3割は天然更新などとなっております。

杉などの針葉樹は、伐採後、植栽しなければ山に戻らないため、山林は放置され、災害防止機能の低下による林地災害などが懸念されます。特に、里山における植林がなされていないのが気になるところであります。

加えて、大淀川・広渡川流域では、境界が不明・確定できない林地や未相続といった、手をつけることができない林地が増えており、現状

の伐採量と再造林率が続くと、今後25年から60年後には35年生で主伐できる人工林がなくなると言われております。

一方、再造林率が90%を超える耳川流域では、80年後においても、伐採可能な森林資源は現状とほぼ同じ水準が維持できるということであり、県では令和3年度から、持続可能なみやぎの森林・林業・木材産業の確立を目指した第八次森林・林業振興長期計画を策定しましたが、それでも10年間の計画であります。

森林は10年、20年といった短いスパンではなく、100年後を見据えた森林資源の予測・シミュレーションに基づく理念を持った、長期的な施策が必要であります。

本県の森林資源量をどのように予測しているのか。また、本県の森林を将来的に持続可能なものとして確保するためには、林業関係者が再造林に対する意識を共有することが重要と考えますが、御所見をお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県の森林・林業長期計画では、令和12年度の素材生産目標を190万立方メートルとして、杉、ヒノキの民有人工林で、急傾斜地などを除いた85%の森林を対象に、伐採可能な資源量のシミュレーションを行っております。

これによりますと、令和元年度時点では、年間伐採量の60年分に相当する資源量がありますが、現状に近い再造林率70%で推移した場合、100年後には資源量は50%減少します。

一方、再造林率の目標であります80%で推移した場合、100年後には資源量は40%減少にとどまり、年間伐採量の35年分の資源量は確保されます。

県としましては、危機感を持って再造林に取り組む意識を林業関係者全体で共有することが

重要であると認識しており、今後とも、市町村や森林組合等と連携を図りながら、再造林対策にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 先日、私は、林野庁森林整備部の石田整備課長と、造林・間伐対策や森林の炭素吸収に関して意見交換してまいりました。

課長はかつて、本県山村・木材振興課長を務められており、本県森林資源の状況を熟知しておられます。課長からは、森林総合研究所の「森林による炭素吸収」に関する研究成果や、J-クレジット制度について丁寧に説明をいただきました。

J-クレジット制度は、平成25年度に国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-V E R）制度が発展的に統合されたものであり、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量などについて、クレジットとして国が認証する制度であります。

発行したクレジットは、希望する事業者などに売却することで、購入者も適切な森林整備による吸収活動等を資金面で支援することができるため、社会全体での吸収活動の推進につながるものと考えております。

そこで、森林由来のJ-クレジットに対する県の取組と今後の対応について、お伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林由来のJ-クレジットにつきましては、県内では現在、県や諸塚村に加え、森林を所有する民間企業2社の計4者が登録・認証を受けております。

県ではこれまで、県有林において1,175トンのクレジットを発行し、208トンの販売及び譲渡を行っており、その収益約160万円は、森林整備の財源として活用しております。

現在、国においては、伐採後の再造林につい

て、CO₂吸収量算定の取扱いなどの見直しが検討されており、森林所有者等が制度を活用しやすくなることが期待されます。

また、他県では、金融機関が森林所有者と企業等とをマッチングし、クレジット取引の促進に取り組んでいる事例もありますので、県としましては、国の動向を注視し、他県の事例も参考にしながら、森林由来のJ-クレジットの普及に取り組んでまいります。

○山下博三議員 森林・林業も、ウッドショックや地球規模での環境変化を的確に捉えながら、カーボンニュートラルを求められる企業等と連携するなど、幅広い分野と連携・協調することが極めて重要であります。

そこで、J-クレジット制度の活用も含め、企業からの資金提供等の促進や森林環境譲与税等をより効果的に、森林整備等に活用すべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 近年、環境・社会・ガバナンスを考慮したESG投資に関心を持つ企業が増え、二酸化炭素の吸収・固定に貢献する森林への注目が一層高まっており、県としましては、森林整備の促進等に資金を呼び込むチャンスと捉えております。

県ではこれまで企業の資金提供による森づくりを支援しており、令和3年度末までに41社との協定が締結され、累計で約152ヘクタールの植栽が進められてきたところであります。

また、今年度から、ゼロカーボン分野として企業版ふるさと納税を募集したところ、本年5月に福岡県の企業から寄附を頂き、広葉樹造林等に活用することとしております。

このような取組に加え、J-クレジット制度や森林環境譲与税等も、より有効に活用しながら、必要な施策の推進に努めてまいります。

○山下博三議員 本県は県土の7割以上が森林であり、先人たちの血のにじむような努力、尽力により、全国でも有数の林業県となりました。

私たちは現在、その宝を食い潰しているのであり、私たちが森林資源を造成しなければ、次の世代に豊かな山林をつないでいけないのではないのでしょうか。

これまでの先人たちの努力を次の世代に確実に伝えていくため、森林・林業のより正確な現状把握に基づく「みやぎきの森林100年計画」といった、世代を超えて、かつ様々な分野の企業とも連携して、森林・林業と真摯に向き合うための取組を進めるべきと考えますが、このことについて、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県が誇る豊かな森林は、先人のたゆまぬ努力によって適切に維持・管理されてきたものでありまして、木材供給はもとより、水を蓄え、災害や洪水から私たちの生命や財産を守るとともに、多様な生物を育み、二酸化炭素の吸収・固定にも貢献するなど、多面的な機能を発揮しているところであります。

私は、実家が家具屋でありまして、木に囲まれて育ってきたわけではありますが、今、知事として、森や林業の果たす役割というものを改めて認識するときに、木に携わる仕事をしていることを大変誇らしく思うとともに、その役割の重さを実感しているところであります。

伐採による資源利用が進む中、次の世代へ資源循環のバトンを渡すためには、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の実現が大変重要であると考えております。

そのため、再生林の効率化・省力化やスマート林業の推進、木材の生産・加工・流通改革や

新たな木材需要の開拓などに重点的に取り組むことはもとより、林業分野が抱える課題解決に向け、様々な企業などともつながり、分野を超えた取組を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、多様な関係者と対話を重ね、知恵を出し合い、100年後の森林資源のあるべき姿を思い浮かべながら、持続可能なみやぎきの森林・林業・木材産業の確立に努めてまいります。

○山下博三議員 知事の今の答弁を大変重く受け止めさせていただきました。次の世代へつなぐ宮崎県の宝を、本当に大事に政策として生かしていただきたいと、そのように思ったところでもあります。

松形知事が提唱された国土保全奨励制度、すなわち森林の持つ多面的機能を最大限に発揮させる観点からも、カーボンニュートラルの取組は非常に重要であります。本県においても、率先して取り組むことが求められております。

本県森林資源の涵養とカーボンニュートラルについては、引き続き議会においてただしてまいりますので、環境森林部におかれましても、よろしく願いしておきたいと思っております。

次に、人と動物との共生社会について伺いたします。

今月3日、NPO法人咲桃虎（さくもんと）山下香織理事長以下、県内各地域の4団体の皆様が、「人も猫も安心して暮らせるシステム作りを求める」として、1万858人の署名を添えて、要望書を知事宛てに提出されました。

私も同席させていただきましたが、ボランティア団体の皆さんが日常活動の中で、健全な猫との共生に向けて取り組んでおられる姿に多くの県民が理解を示された、非常に重たい要望だと認識した次第であります。

当日は、多くのマスコミの方も興味を示され、取材をされておりました。高齢化の進む中で、生き生きと健康で長生きする秘訣は、動物との触れ合いが大事とも言われております。

しかし、飼い主が高齢化していく中で、猫の面倒を見られなくなり猫屋敷化していき、社会問題化しているのも現状であります。

日頃、ボランティア活動をされている皆様の取組や、要望に対する認識を福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 飼い主のいない猫、いわゆる地域猫対策につきましては、動物愛護団体の皆様のボランティアによる猫の捕獲や運搬などの活動に支えられておりました、御協力に感謝しております。

また、今回1万人を超える署名とともに要望書を受け、県民の皆様の動物愛護に対する高い関心や意識について、改めて認識したところでもあります。

県では、平成30年度から地域猫対策を進めており、昨年度は、120の地域において地域と連携した対策を進めるとともに、県民に対し、責任を持って最後まで飼うという終生飼養の啓発などを行ってきたところでもあります。

飼い主のいない猫につきましては、無秩序な繁殖による周辺環境の悪化や、地域住民への危害等の課題があり、引き続き市町村及び団体の皆様と連携して、課題解決に向けた取組を進めてまいります。

○山下博三議員 最後の質問になります。要望書では、猫との共生について、適正な管理頭数を目指されております。令和3年度、不妊・去勢手術を実施された頭数は、県・市・団体・どうぶつ基金により約5,000頭となっております。その中の1,000頭が、清武町にあります動物愛護

センターで獣医師により実施されており、大変感謝されております。

しかし、来年度から、どうぶつ基金制度を使っている3,000頭の手術が行えなくなるということで、大変心配されております。

宮崎大学の関口准教授により、今後、相当数の野良猫に不妊・去勢手術を施さなければ、繁殖コントロールすることが難しいという参考資料も提出されております。

要望書の記書きの中に、1点目として、各自治体との連携を図り、年間3,000頭以上の動物愛護センターでの不妊手術の実施と地域猫対策実施要領の見直し、2点目として、行き場を失った猫たちを保護するための施設を設けるための検討委員会の設置を求めるとありますが、このことについて、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私自身、無類の猫好きではありますが、ボランティア団体の皆様などが、命を守り、共生するための様々な熱心な取組を進めておりますことに、改めて敬意を表するものであります。

今回提出されました要望書と1万858名の方の署名につきましては、県民の皆様が動物愛護に対し高い関心を持っていることの表れでありまして、重要な課題であると考えております。

本県を舞台に堺雅人さんが出演された「ひまわりと子犬の7日間」、そのような映画がつけられた経緯もあります。

県では、平成29年に宮崎市と共同で動物愛護センターを設置し、地域猫対策や小学生等に対する「いのちの教育」等の施策を進めているところであります。

御要望にありました不妊去勢手術については、県では令和3年度、1,009頭を実施したとこ

ろであります。さらなる拡大に向けては、獣医師の確保や、民間での取組の継続などが課題となっており、今後の実施の在り方につきまして、県獣医師会との連携を含め、協議を進めてまいります。

また、団体の方がより活動しやすくなるような要領の見直しや、保護施設の設置につきましては、動物愛護法に基づき設置しております動物愛護推進協議会の中で、意見をいただきながら必要な検討を行ってまいります。

今後とも、「いのちの教育」や地域猫対策等を通じて、人と動物が共生する社会の実現に努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

今回、質問をつくる中で、資材、肥料、飼料、燃料等の値上げが続く中、全ての農家の経営に多大な影響が出ていることを、改めて感じたところでありました。

必ずこれが消費者に影響してまいります。

「消費者あつての生産者、生産者あつての消費者」、このことをしっかりと理解を深めていくことも大事と感じたところでありました。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○右松隆副議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 郷中の会の有岡です。通告に従い、質問させていただきます。

まず、知事が4期目を目指すことを前提に、質問いたします。明快なる答弁を求めます。

2027年開催予定の第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会について、現在のコロナ禍において盛り上がりにかけており、アフターコロナに向けて、知事の強いリーダーシップが求められています。そこで、温故知新

という言葉があるように、昭和54年の宮崎国体の頃を思い起こし、当時の写真集などを広げました。

当時、私は高校2年生でしたが、私が中学生の頃、国体前の強化合宿があり、私はサッカーをやっていたので、夏と冬に、県内から集まってきたメンバーと木花のグラウンドできつい練習をした記憶があります。そのときのメンバーが、宮崎国体のメンバーとして参加しましたし、ほかの種目の選手もホテルが一緒だった記憶があり、全県挙げて強化に力を入れていたことを思い起こしております。

当時の記録を見てみると、第34回国民体育大会は、昭和54年、テーマ「日本のふるさと宮崎国体」、スローガン「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」とあり、10月19日の閉会式は、台風20号の接近で、国体史上初の屋内での閉会式となりました。今の県体育館です。

私自身は、国体には選手として出場した経験がないので説得力がありませんが、昭和54年の宮崎国体では、高校の先輩や身近な顧問の先生が活躍し、少年女子のバスケットが優勝するなど、天皇杯、皇后杯獲得に貢献されました。

そこで、県民の盛り上がりや天皇杯獲得に向けた選手や関係者の意欲をどのように高めていくのか、知事としての強い決意をお伺いいたします。

壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県における国スポ・障スポの大会は、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による、おもてなしの心あふれる大会となることを目指しております。スポーツランドみやざ

きの将来を考えたときに、極めて重要な大会・イベントになるものと考えております。

大会の5年前となる今年は、本県開催が内定する節目の年となりますことから、県民の皆様に対しましては、この内定を一つの契機にPR動画を製作・放映するなど広報活動を一層強化し、大会の周知促進と全県的な盛り上げにつなげてまいります。

また、本県アスリートが活躍する姿を県民の皆様が間近に目にすることにより、夢や感動が生まれ、郷土愛が育まれるとともに、スポーツ参画人口の拡大や活力ある地域づくりにつながるなど、大会後のスポーツランドみやざきの発展に大きく貢献するものと考えております。そのため、天皇杯獲得という大きな目標達成に向けまして、競技団体とも連携して競技力の向上に取り組み、官民が一体となって選手を支えながら、さらなる機運の醸成に努めてまいります。以上であります。[降壇]

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

2027国スポ・障スポ大会のスローガン「紡ぐ感動 神話となれ」とありますが、まだまだ身近になっていません。ポスターも、解説がないと分からない状態では物足りません。知事がトップランナーとなり旗振り役をすることで、本気度が伝わり、競技団体はもちろん、県内企業や関係者の動きが活発になります。知事の強いリーダーシップを期待します。

次に、関連して質問いたします。

まず、競技団体ごとの強化計画の状況について、教育長にお伺いいたします。

第74回茨城大会では、茨城県が2,569得点で天皇杯を獲得しています。宮崎県は718点で41位でした。各団体が目標をしっかりと掲げて前進し

なければ、結果が出ず盛り上がっていきません。

今年は栃木県ですが、どのような強化計画を示されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 天皇杯獲得に向けましては、県競技力向上基本計画を策定し、様々な対策を実施しているところであります。

この基本計画を踏まえ、それぞれの競技における強化計画立案について競技団体と十分な情報交換を行い、各競技団体におきましては、大会における得点などの成果目標を設定した計画を策定されております。

現在、その強化計画により、今年度の栃木国体に向けた練習会や、5年後の宮崎国スポに向けたターゲットエイジの育成などの取組が進められております。

県といたしましても、練習会の視察やヒアリングを重ね、全ての競技団体に寄り添いながら、計画の進捗状況の把握や戦力分析を進め、目標達成に向けて取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 次に、成年種目にふるさと選手制度があり、どのような支援を行っているのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 天皇杯を獲得するためには、これまで以上に優秀なふるさと選手を招聘し、県内の選手との切磋琢磨を通して、県全体の競技力を押し上げることが重要であると考えております。

そこで、本年度から新たに「ふるさと選手活動支援事業」をスタートさせ、競技団体が直接、企業や大学に出向いて、本県代表として国体への出場を依頼する際の旅費や、ふるさと選手が、本県の強化事業に、より参加しやすいよう、その際の活動費を支援してまいります。

今後も新たなふるさと選手の獲得と計画的な招聘を行えるよう、競技団体や選手の所属先と連携を図り、ふるさと選手への継続的な支援を推進し、さらなる競技力向上を進めてまいります。

○有岡浩一議員 視点を少し変えますけれども、宮崎市には、児童・生徒全国スポーツ大会等参加激励金という制度があり、国際大会1人5万円、団体の場合は上限20万円の交付制度があります。

今年、カヌースプリント海外派遣選考会で大宮高校と宮崎商業高校の選手が、9月にハンガリーで行われるジュニア選手権の出場権を獲得し、宮崎市からは激励金があるようです。

しかし、本県においては、国際大会に対する制度がなく、支出の予定がありません。

今回の選手たちには、将来の成人選手として宮崎の国体に参加してほしいし、将来も選手や指導者として活躍してほしいと思うとき、県として激励金の制度がないことは残念です。

福岡県などのように、知事の交際費から激励金として支出する例もあるようですが、知事のリーダーシップや気配りを期待しています。

私の知り合いの中にも、国際大会やオリンピックなどで活躍された方々を見てきました。全国大会や国際大会など、児童や生徒の皆さんにとって羨ましい存在であると同時に、身近に世界を経験する仲間がいることは、貴重な刺激となります。次世代の若者を育てるためにも、一つ一つつないでいきましょう。

次に、国民体育大会は、戦後の国民に希望を与え、スポーツによる健康増進や体力向上を目的として始まった大会です。

国民的なスポーツの祭典であり、「する」「みる」「ささえる」中で、大会開催・運営を

支える側のスタッフとして、大会開催には多数の競技役員を確保する必要があります。

そこで、総合政策部長にお伺いたします。競技役員養成に関する取組状況をお伺いたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 大会の円滑な運営を図りますためには、競技役員の養成が大変重要であると考えております。

このため、県準備委員会におきましては、平成30年度に策定いたしました「競技役員等養成基本方針」を踏まえ、各競技団体に対するヒアリングを行い、個別の養成計画の策定や見直しを行ってきたところであります。

また、この計画に基づきまして各競技団体が行う講習会の開催などに補助を行い、新たな資格の取得に加え、有資格者の資格維持や資質向上にも支援を行っております。

今後とも、各競技団体と十分な連携を図り、競技役員の養成に万全を期してまいります。

○有岡浩一議員 答弁いただきましたが、4年前にも質問した内容であります。やはり、まだまだ役員の養成が必要だという話を聞いております。そういった意味では、盛り上がるのが、この役員養成にもつながってくる大切な取組ですので、知事もぜひそういった現状を理解いただきながら盛り上げていただきたいと思っております。

次に、全国障害者スポーツ大会の競技会場の施設では、どのように競技環境を整えていくのか、再度、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 障スポの競技会場につきましては、県準備委員会の全国障害者スポーツ大会専門委員会を中心に、競技施設におけるバリアフリーの状況等を踏まえながら、正式競技14競技のうち13競技の会場を選定

したところであります。

今後さらに、関係する競技団体などの協力を得ながら、各競技会場の現状や課題等を調査することとしておりまして、選手の動線における段差解消などの安全性の確保や、音声案内や点字表示といった情報伝達手段の拡充、多目的トイレの設置など、大会参加者の目線に立った会場づくりに取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 私が先月、第21回宮崎県障害者スポーツ大会の競技役員として参加する中でも、10競技に対し、多くの関係者や障がい者スポーツ指導員の皆さんが携わっておりました。

利用者の目線での施設整備が必要ですし、選手目線で競技会場の課題を整理すべき時期であります。

例えば、体育施設の照明が暗いとき、LEDに交換したいという場合は、地元企業の協力を得て進めるなど、みんなで盛り上げていく工夫が必要だと考えます。知恵を出し、汗をかくことから、次の挑戦が生まれます。その経験が、2027国スポ・障スポのレガシーとなると信じております。

次に、2番目の質問になりますが、ヤングケアラーの実態について質問してまいります。

令和2年度、ヤングケアラーの実態調査を行った調査研究があります。中学生、高校生を対象に全国調査が行われました。中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%という実態が明らかになりました。

そこで、本県におけるヤングケアラーの実態調査はどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくい構造でありますことから、まずは、その実態を

しっかりと把握することが重要であります。

このため県では、教育委員会と連携し、子供に身近な学校現場におきまして、夏休み明けの9月頃にアンケート調査を実施することとしております。

具体的には、県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の全員を対象に、家庭や生活の実態について調査するとともに、ヤングケアラーに関する教職員の認知度や、学校の対応状況等につきましても、併せて調査することとしております。

○有岡浩一議員 アンケート調査を9月頃に行うというお話でした。

この実態調査を行った上で、今後どのような支援につなげていくのか、県の考えを福祉保健部長に再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ヤングケアラーにつきましては、子供自身やその家族に自覚がないなど、自ら支援を求めることが困難と考えられますことから、実態調査を通じまして、まずは本人に、支援の対象となり得ることを自覚してもらうとともに、周囲の大人がヤングケアラーを早期に発見できるよう、社会的認知度の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

今回の実態調査におきましては、本県にヤングケアラーと思われる子供がどれくらいいるのか、また、何が原因で、どのようなケアを必要としているのかなどが把握できるものと考えております。

経済的困窮や要介護、精神疾患など様々な原因が想定されますことから、実態を踏まえた上で、市町村や関係機関と連携し、適切なサービスにつなげられるよう、本県の実情に応じた支援体制の在り方につきまして検討してまいりま

す。

○有岡浩一議員 ヤングケアラーの実態として、子供の権利、学びは守られているのか。地域での孤立を防ぐ取組を考えるなどのテーマで勉強会が行われています。

宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」などの取組を期待しております。

次に、3番目の質問に入ります。県有財産の活用についてお伺いいたします。

県庁5号館は、会議・研修等で使用しており、災害時の一時避難場所として期待されておりますが、県庁5号館も、来庁者や職員の憩いの場として活用できないのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 御質問の点につきまして、県庁5号館は、災害時における一時避難場所としまして、防災庁舎の補完的機能を担う施設であるとともに、平時には、補完的機能を損なわない範囲で、会議や研修、コンサート会場などに使用してございまして、国文祭・芸文祭でも活用したところであります。

また、この建物は、昭和元年創建当時のデザインが保存されている点が評価され、昨年、国の登録有形文化財に登録されたことや、全国的にも珍しい曳家工法を用いて移転したことなどから、小学生などの県庁見学ツアー等を通じて、県民共有の財産を承継する取組も行っているところであります。

御提案のあった憩いの場としての5号館の活用につきましては、来庁者や職員の利便性向上のため、防災庁舎に設置しているコンビニエンスストアや休憩スペースと連携した活用について、検討してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 答弁いただきました。他県では、県庁庁舎内に喫茶室があったりしているよ

うです。県庁5号館も、ふだんから住民の皆さんや職員の皆さんの憩いの場として使われ、災害時には避難所となる施設が理想と考えます。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思いません。

次に、県総合運動公園のプールの今後の取扱いについて、教育長にお伺いいたします。

先月、宮崎カーフェリー「たかちほ」に乗船し、大阪に調査に行っていました。

長居公園の中に長居スケートボード広場があり、大変にぎわっていました。また、岸和田市の中央公園にはスケートパークが整備され、近くのショッピングモールにも幾つもの施設が整備されていました。大阪には27か所のスケートボードができる施設があるようです。

そこで、県プールの有効活用として、スケートボードなど施設の有効利用を検討していくべきと考えますが、教育委員会の見解を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合運動公園のプールにつきましては、競技団体が主催する大会や夏休み期間中の一般開放等で利用されているところでもあります。

現在、宮崎市錦本町におきまして、新プールの整備が進められておりまして、完成後には、県総合運動公園で開催される大会等は、基本的には新プールで行われるものと考えております。

そのため、現在のプールの今後の取扱いにつきましては、競技団体や関係機関の御意見等を伺うとともに、今後の維持管理費用なども考慮する必要があると考えております。

○有岡浩一議員 またいろいろな検討をさせていただき中で、もう一言申し上げますが、パリ五輪に向けて、ますますスケートボード等が盛ん

になってくるとは思いますが、実際にスケートボードで道路を利用したりするということは大変危険だと考えております。

そういった意味では、スケートボードの施設の設定場所が必要であります、周辺住民との関係も含めて限られているというのが現状であります。

新聞等で小林のヒノキ林の紹介もあります、この県プールの施設を整備することも、有効活用できる方法と考えます。

1つの情報として、スケートボードはサーフィンの練習としても活躍していると伺っています。木崎浜にも近く、ニーズは高いと考えます。ぜひ、幅広い検討をお願いしたいと思います。

次に、4番目の質問に入ります。

避難高台について、県土整備部長にお伺いいたします。

県総合運動公園の中央にある避難高台は、今年3月31日に供用開始したわけですが、4月27日、木花地区の住民から連絡があり、見に行くと、避難高台ののり面部分が数か所にわたり流出していました。

地元住民の方からは、「1か月もたたないうちに壊れるのは施工ミスで、業者に修復させるべきだ」と言われました。しかし、担当課に問い合わせたところ、4月26日から27日にかけての想定外の雨のため被災したとのことでした。

異常気象が各地で起きている昨今、大雨で土砂が流れ出さない、そういう設計を当初から行うべきです。

そこで、最初に、避難高台の整備費用は幾らかかったのか。また、今回の被災原因と復旧に要した費用についてお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県総合運動公

園の避難高台につきましては、令和2年3月に整備に着手し、本年3月31日に供用したところであり、整備に要した費用は約24億円でありませう。

被災原因につきましては、表面に植生した芝が十分に根づいていない中で、4月26日からの大雨により、盛土のり面の表層部分が流出したものであります。復旧に要した費用は約1,300万円であり、排水対策の強化も併せて行っております。

今後は、追加した排水対策の効果を検証するとともに、引き続き、安全点検パトロールによる確認を行い、公園利用者に安心して利用してもらえるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

○有岡浩一議員 排水対策がもっと取れていれば起きなかったことかなと思うんですが、その当時に説明を受けたのは、避難高台の利用には支障はないという話でした。しかし、施設を利用している方からは、子供たちをあの避難高台に連れていくのはちょっと心配だという相談もありました。実際に利用する方の声です。

安全対策施設は、造る際大切なこととして、利用する人が安心だと確信できる施設を整備しないと、本来の目的に達していないこととなります。

そこで、再発防止の一つとして、まず土木専門職員の技術力向上が必要と考えますが、どのような取組を行っているのか、再度、部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 県土整備部では、「土木技術職員の人材育成に関する基本方針」に基づき、道路・河川などの専門研修、事例発表会など、様々な取組を行っております。

議員御指摘のとおり、公共工事の品質確保を

図るためには、工事現場での技術的判断や視点を養うことが大変重要になりますことから、ベテラン職員が現場立会いに同行して技術指導を行ったり、建設技術センターの研修において、現場経験の豊富な民間の技術者を講師として、「現場演習」を実施しているところであります。

また新たに、これまで現場で生じた具体的な事例を基に、問題点やその改善策を整理し、その資料を活用した、より実践的な研修を行うこととしております。

今後とも、県民にとって安全・安心な社会資本の整備を進めるため、土木職員の技術力向上にしっかりと取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 私はこれまでも、エコクリーンプラザの問題でも指摘しましたが、設計段階からコストを下げるだけで、くいを打たなかったために、後々に大きな課題を残すこととなりました。県民からの信頼を失うことのないよう、水対策は念には念を入れていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

5番の自家用有償旅客運送について、総合政策部長にお伺いいたします。

5月25日、総務政策常任委員会で、西都市東米良地区を視察しました。視察先の地元NPO法人の東米良創生会では、自宅からバス停までの道のりが遠かったり、外出が不便な地域の高齢者が多いため、日常生活に係る買物や通院など、移動手段の一つとして互助輸送に取り組んでいます。子供たちの学校への送迎も可能です。

そこでまず、中山間地域の交通空白地において、地域住民主導で移動手段を確保するためにどのような方法があるのか、お伺いいたしま

す。

○総合政策部長（松浦直康君） 中山間地域の交通空白地におきまして、住民主導で移動手段を確保する方法としましては、国土交通大臣の登録を受けた任意団体やNPO等が、エリアや利用者を限定して有償で運送する「自家用有償旅客運送」と、道路運送法上の許可や登録を必要としない、住民ボランティアによる「互助輸送」とがあります。

このうち、自家用有償旅客運送につきましては、都城市の庄内地区まちづくり協議会が、地域のスーパーや病院、近隣の温泉施設を巡回するコミュニティーバスを運行している事例があります。

また、互助輸送につきましては、西都市東米良地区のNPO法人が、自宅と地域のバス停、公民館などを送迎している事例があります。

○有岡浩一議員 私の住む高岡地区では、市の委託を受けた交通事業者が、デマンドタクシーとして運行して移動手段を確保しているところ です。

地域の実情に合った取組が必要となりますが、地域住民主導で自家用有償旅客運送や互助輸送の取組を進めるために、県としてどのような支援を行っているのか、再度、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県では、住民主導の移動手段確保の取組を進めるため、「地域移動手段確保支援事業」を行っているところでありまして、地域内でのニーズの調査や、地域住民による話合いに要する経費を支援しておりますほか、自家用有償旅客運送や互助輸送の実証運行の取組を支援しているところであります。

現在、延岡市旧北方町の笠下地区におきまし

て、地域住民により将来を見据えた話合いが進められておりまして、今年度は、実証運行に取り組む予定となっております。

県といたしましては、今後とも、中山間地域の住民が安心して日常生活を送ることができるよう、地域における移動手段の確保に向けて、しっかりと支援してまいります。

○有岡浩一議員 次に、6番目の外国人材の受入れについて、農政水産部長にお伺いいたします。

これまで本県の農業分野では、ベトナムを中心に、中国やミャンマー、インドネシアなど多くの国々から技能実習生等を受け入れてい ます。

このような中、今般のコロナ禍により新規入国が規制されたことから、受入れ人員数の減少が懸念されたところではありますが、国内の技能実習生が、特定活動や特定技能へ在留資格を変更し、継続して国内で就労等が行われたことや、他産業からの移行等により、令和3年10月末現在では、過去最高であった令和2年と同じ、805人の外国人材を確保できているよう です。

また、農業経営体からの外国人材のニーズはまだまだあるように聞いておりますので、今後、水際対策の緩和に伴い、外国人材の受入れは増加していくものと期待しております。

一方、漁業分野では、多くの船員を必要とする雇用型漁業経営体において、インドネシアからの外国人技能実習生を受け入れておりましたが、コロナ発生により、令和2年から入国が停止され、船員不足などの影響が生じた時期があったようです。

水際対策緩和と特定技能制度の活用によりまして、令和4年5月現在においては約250人とな

り、受入れ経営体が希望する人員を確保できているようです。

このように、本県の農業・漁業においては、外国人材の積極的な活用が行われているところではありますが、入国された外国人の方々は、技能実習や生活面で多くの不安や悩みを抱えているものと思われることから、これらのことに対応するための取組が、今後の外国人材の確保に向け、重要な取組になるのではないかと考えます。

そこで、農業・漁業における外国人材の受入れに係る支援等の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農業・漁業において、外国人材への支援は大変重要なものとなっております。このため県では、農業においては、関係団体から成る支援会議により、外国人材の確保や受入れ体制の構築に取り組むとともに、J A宮崎中央会に外国人相談員を配置し、受入れ後の生活支援等のフォローアップを行っております。

また、漁業においては、従来から外国人材を受け入れている6つの漁協で、専門職員による住居の手配や生活に関する相談対応を行っておりますが、新たに漁村活性化推進機構に専門職員を配置するなど、今後の拡大が見込まれる外国人材の支援体制を強化したところです。

今後とも、外国人材が本県で生活しやすい環境づくりへ向け、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 外国人相談員など、外国人材支援体制が強化されていることが分かりました。

それでは次に、7番目の森林伐採について、環境森林部長にお伺いいたします。

本年4月3日の地元紙によりますと、「民有林で無断や無届けの伐採をして行政指導を受けたり、森林法違反罪で起訴されたり、無断伐採の疑いがあると報道されたりした業者の名前や違反内容を4県で共有し、各県から市町村に情報を伝える。これを基に監視を強める」とあります。

森林の無断伐採及び無届け伐採防止に関する南九州四県連携の現在の取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 近年の木材需要の高まりにより、森林の伐採が増加する中、境界の確認不足による無断伐採等の事案が発生しており、また、伐採事業者の活動は、県境を越えて広域化しております。

このため、本県と熊本県、大分県、鹿児島県の4県が連携して、無断伐採等の防止に向けた情報共有等の体制を本年3月に構築し、運用を始めたところであります。

具体的には、無断伐採等が確認された事案や、疑いのある事案の伐採事業者等について、市町村も含めて4県で情報を共有し、当該事業者が関わる伐採届が市町村に提出された際に境界確認書類の提出を求めるなど、より厳格に審査を行うこととしております。

また、今後、4県で意見交換を行いながら、各県が連携した広報活動等について検討することとしております。

○有岡浩一議員 昨日の地元紙に、本県31年連続日本一の見出しがあり、杉丸太生産量193万立方メートルとありましたが、その記事には、県森林組合連合会事業部長の「今以上に再生林に取り組まなければならない」というコメントがありました。

そこで、森林伐採による災害発生の防止につ

いて、4年前にも質問しておりますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、再度、部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、NPO法人「ひむか維森の会」が提唱する環境保全に配慮した伐採や搬出の考え方を取り入れた、県独自のガイドラインを平成30年度に作成し、研修会や伐採届の受理時などの機会に、災害の防止に必要な留意事項について、伐採事業者を指導してきたところであります。

また、梅雨や台風前に、市町村等と連携して伐採跡地の調査を行い、必要に応じて、災害防止対策の直接指導を行っております。

さらに、本年3月には、ガイドラインを改正し、人家裏の伐採で発生した林地残材の搬出を規定するなど、指導を強化したところであります。

現在、「ひむか維森の会」では、自らが策定した行動規範の全国への普及に取り組まれており、県としましては、引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら、森林伐採による災害の防止に努めてまいります。

○有岡浩一議員 ある本の紹介になりますけれども、オーストリアのチロル州のハザードマップでは、災害発生危険区域のレッドゾーン、イエローゾーンに、現在の状況を保存するバイオレットゾーンなど、災害計画だけでなく、自然保護を考える、そういう取組も行われているようです。今後の宮崎県の環境を守る取組の参考になればと思っております。

続いて、8番目の成長産業の振興について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

カーボンニュートラルを推進する上で、今後、ナトリウムイオン電池のような新たな蓄電池分野の成長を見込んで、関連企業の誘致が必

要ではないかと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 蓄電池は、カーボンニュートラルを推進する上で、自動車等の電動化のほか、太陽光や風力発電など、再生可能エネルギーの貯蔵手段として重要な技術であり、市場の拡大が見込まれる成長産業の一つと考えております。

県では、戦略的な企業立地を推進するため、重点的に取り組む産業分野を定めており、蓄電池のような、次世代の成長が期待できる環境・エネルギー関連産業につきましても、これらの分野の一つとして位置づけているところでございます。

県といたしましては、引き続き、蓄電池関連企業等をはじめ、今後成長が期待される分野の企業立地に、積極的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 続きまして、知事にお尋ねしたいと思います。

知事の4年前の政策提案では、3期目の政策として、新たな成長産業の振興を目指して取り組むとありましたが、4期目に向けて、どのような成長産業振興に取り組まれるのか、知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県ではこれまで、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想に基づきます医療関連機器産業の振興等の取組に加えまして、本県経済を牽引する成長期待企業への集中的な支援などに取り組んでまいりました。

新型コロナや原油価格・物価高騰など、最近の社会経済を取り巻く環境は大きく変化しております。政府においては、これらの変化がもたらす社会的課題の解決と経済成長を同時に実現することを目指した方針が閣議決定され、カー

ポニュートラルに向けた再生可能エネルギーへの転換や、デジタルトランスフォーメーションの推進等が、重点投資分野として位置づけられたところであります。

このため、私としましては、県内産業の振興に向けまして、本県の特徴を生かしたフードビジネスの取組等をさらに強化するとともに、重要性が高まっております脱炭素化・デジタル化などの社会的課題の解決に向けた分野にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 御答弁いただきましたが、社会的課題の解決に向けた分野という意味では、蓄電池は、各分野の非常用電源としても必要であります。ましてや、災害時の非常用電源として広く求められていきます。他県に先駆けて、検討を強く望みます。よろしく願いいたします。

次に病院局長に、新県立宮崎病院の危機管理についてお伺いいたします。

令和2年の宮崎病院の停電事故を踏まえ、新県立宮崎病院で、BCP訓練等がどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 令和2年11月の停電事故につきましては、患者やその家族をはじめ県民、関係医療機関に多大な御迷惑をおかけすることになり、危機管理の重要性を改めて強く認識したところであります。

新病院につきましては、電力会社からの電気供給を2系統とするとともに、非常用発電設備の発電容量を増やし、監視体制を強化するなど防災機能を高めたところであります。

御質問のBCP訓練等につきましては、開院に当たって、防災関連マニュアルを見直した上で、スタッフの配置や動き、防災備蓄状況の把握等を目的に実施したところであり、災害時に

おける迅速な対応と継続的な安全診療の提供を行うことができるよう、引き続き防災に係る各訓練を適切に実施することとしております。

今後とも、県内の医療を支える中核病院として、県民に良質で高度な医療が安定的に提供できるよう努めてまいります。

○有岡浩一議員 答弁いただきました。前回のよう漏電による停電はないと思いますが、一つ懸念することとしましては、非常時に全スタッフが招集できるとは限りません。訓練したメンバーが、そのとおりに動けるという保障はないということでもあります。

そういった意味では、リーダー不在のときの指示を出す担当者の決定など、様々なパターンを想定した準備が必要です。病院での安全対策を強く望みます。

それでは、最後の10番目の質問に入りたいと思います。

新規採用警察官の話です。若手警察官の育成について、警察本部長等にお伺いしたいと思います。昨年12月に開催された警察署協議会会長連絡会議の中で、警務部長から、平成25年度大学卒業の男性警察官の採用倍率が4.8倍あったものが、令和2年度は半分以下の2.2倍であり、さらに新規採用職員の早期退職も課題となっているとのお話がありました。令和になり、採用後1年以内の退職警察官が毎年11名、14名となり、新規採用者の1割以上となっております。

若手職員の育成において、上意下達で、上司から言われたことをやっていたらよいという文化だけでは、これからの時代の変化に適應できません。相手の話を聞く力、相手の立場を理解した上で、自分の考えを伝える力、意見を出し合って議論し高め合う力が必要です。

そこでまず、新規採用警察官の退職理由を把

握し、採用や教養に生かされているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 過去10年間における新規採用警察官数の年平均は約84人、採用後1年以内の退職者数の年平均は約6人となっております。

新規採用警察官の退職理由は、他の職業への転職など様々なものがあります。県警察では、把握した退職理由を踏まえ、採用募集活動や採用時教養に反映させております。また、採用時教養修了後も、各種専科や昇任時教養のほか、全警察職員が、あらゆる機会を通じ、職務倫理を深める指導教養に努めております。

県警察におきましては、優秀な人財確保のための採用募集活動の強化と魅力ある職場づくり、高い倫理観と職務能力を兼ね備えた人財育成に努めておりますが、議員御指摘の点も踏まえ、引き続き、相手の話を聞く力などを持った若手警察官の育成に向けた諸対策を進めてまいります。

○有岡浩一議員 続いて、公安委員長にお尋ねしたいと思います。

最近の採用試験時の取組として、資格加点制度を導入し、語学や情報処理、スポーツ、簿記なども取り入れて、意識の高い新規職員の採用に取り組んでいるようです。

また、公安委員長は、「公安委員会は、県警察を管理する立場にあり、県民の目線でチェックしながら意見を述べている」と、協議会で挨拶されています。

そこで、新規採用警察官の早期退職状況をどのように捉え、助言等を行っていかれるのか、公安委員長にお伺いいたします。

○公安委員長（島津久友君） 新規採用警察官の退職状況をはじめ、組織や人事管理の状況等

につきましては、公安委員会定例会議の場を通じ、警察本部長等から報告を受け、把握しているところであります。

早期退職につきましては、それぞれの事情があるものの、新規採用警察官に限らず、優れた資質や能力を有する職員が職場を離れるということは、好ましいことではないと考えております。

公安委員会といたしましては、議員御指摘の点も踏まえまして、引き続き、離職防止や県民の立場に立った警察職員育成の観点から、県警察を適切に指導してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。各警察署において、ピアサポーター制度を生かし、さらに若手職員の皆さんからの相談ができる環境づくりを期待し、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○右松隆央副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 自民党の日高博之でございます。通告書に従い一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

「たゆまぬ挑戦、さらなる前進。安心と希望あふれる宮崎へ」、知事のポスターを私は部屋

に飾っております。余談でございます。

知事は昨年、我が会派の坂口先生の一般質問で、4期目の知事選挙に立候補することを決断いたしました。振り返りますと、知事は3期目当選後の地元紙インタビューに対して、「低投票率など別のものとも戦っているようだった。選挙戦は盛り上がっていない、投票に行かなければポピュリズムを助長する。投票に足を運び、何らかの意思表示をしてほしかった」と言っています。その後、3期目に向けてということでは、「県民から物足りないとか、もっと強く言ってほしいという指摘もある。しっかりと受け止めて、私なりに努力したい。政治家としての姿が求められると思う」とリーダーシップの発揮を誓った」と書いてありました。

そして、3期目がスタートしましたが、御存じのとおり、知事が歴史的危機に直面していると言われた、新型コロナウイルス感染症との戦いが2年以上に及び、現在では第7波に直面しております。しかし、やっと、行動制限が少しずつではありますが緩和されつつあり、本県社会経済が回り出すところまで来ております。

これまでの第1波からの新型コロナウイルスへの対応については、判断が難しい場面も多々あったかと思いますが、日々変化し続ける状況の中、迅速かつ的確な対応ができていると、私は評価をいたしております。知事もメディアなどのあらゆる媒体を活用し、コロナ感染防止やワクチン接種の推進など、積極的に行動されていきました。

私は、知事、県当局の隙のないマネジメント力をすごいなと再認識したわけであります。にもかかわらず、知事の評価について、ある県民からは——これも報道ベースでございますが

——いまだに情熱やリーダーシップを感じにくいという意見があります。

人間、それぞれ性格も個性も千差万別であります。政治家河野俊嗣として、今後、今以上に何が求められるのか、知事が思い描くリーダーシップとはどういうものを考えているのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、他の質問は質問者席からいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

知事に求められるリーダーシップとは、将来に向けたビジョンや戦略を県民に明確に示し、自らが先頭に立って果敢に挑戦し、実現に向け取り組んでいくこと、そして、その結果に対してしっかりと責任を持つことであると考えております。

十人十色と言われますが、リーダーシップの発揮の仕方についても、様々なそれぞれの持ち味を生かして取り組んでいくこと、そこは大事ではないかと考えております。

私は、司馬遼太郎の「項羽と劉邦」という小説が大好きなんです。あれを読んだときに、自分は項羽ではなく劉邦でありたいということ強く思ったところであります。劉邦のような人間的な魅力でありますとか、周りがほっておけないような大きな空虚、そのようなものではないかもしれませんが、大事なこととしましては、多くの皆様の力を結集して目標を達成していくこと、そのプロセスなり姿勢というものが非常に重要だと考えております。

これまで、徹底した現場主義と、県民の皆様との対話と協働を基本姿勢として県政運営に当たっておりますが、新型コロナへの対応に際しましては、県民の命と暮らしを守り、そして地

域医療を守るため、苦渋の決断ではありましたが、厳しい行動要請など必要な対策を迅速に講じてきたところであります。

こうしたコロナ禍に加え、ウクライナ情勢に端を発する原油価格・物価高騰など、先行きが不透明な状況は続きますが、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができる県づくりに向けて、これからもしっかりとリーダーシップを発揮して、着実に県政を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 千差万別でございます。何も声が大きければいいとか、全然違いますから、私の性格も知事の性格も。それは当然理解しての質問でございます。

県庁のスタイルは、トップが下から積み上げられたことを了承していく形、言わばボトムアップ、この形がこれまでの歴史の中で県庁には根づいているわけです。

しかし、先の見通せない今、スピード感と変化に対応するためには、トップダウン、いわゆる政治判断も時には必要になってくる、使い分けも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

現在は、御存じのとおりSNS時代になっております。だから、トップの発信や成果をすぐに県民は求めるわけでございます。そしてコロナ禍、先ほど言いました国際情勢とかがございます。戦後の安定が、これから本当に望めるのか、もう続かないんじゃないかというような状況であると、私は認識しております。

それで、トップに立つリーダー、そんな不確実性の時代に対応する能力と強烈な価値観を持って、それを押し通していくカリスマが求められると私は思っております。

しかし、これはパフォーマンスでは、言って

みれば大衆迎合主義的になって、ポピュリズムに陥りかねない、そういう危うさもあります。やはり行政も、それでは長続きもしないし、持久戦を戦い抜くことはできないということが、宮崎県では証明されているわけです、実証されておるわけです。

先ほど述べましたように、強烈な価値観を持って、それを押し通すカリスマ性を発揮するためには、やはり教科書どおりでは県民に伝わらないわけです。それから重要なことは、県が提供するサービス、情報が、その日にそれを必要とする人に届いてこそ真価が発揮できると私は思います。

「伝える」から「伝わる」へ、県の発信の在り方をもうちょっと見直して、県政への共感を育てていくことが県のトップリーダーとしての使命だと、私は強く感じております。

そこで、県民に対する情報の伝え方として、知事はどのようなことを意識しているのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大変重要な御指摘だと受け止めております。

私自身、国家公務員また地方公務員として勤務し、公務員としての仕事を積み重ね、その後政治家たる知事となってまいりますと、やはり公務員が積み上げてきた仕事、それはそれなりに価値のあるものでありますが、それを伝えて県民に理解してもらわないことには、物事が前に進まないといえますか、確かなものにつながっていかないということを強く感じております。

したがって、いかに伝えていくか、そのことについて私なりに、対話と協働の基本姿勢の下で、その思いや考え、内容を分かりやすく丁寧に発信することを心がけてきたところであ

ります。

今、議員の御指摘がありましたように、コロナは大変難しい判断の積み重ねであったところであり、その判断の経過でありますとか内容というものをいかに伝えるか、そして、感染防止と社会経済活動のバランスを取る、そういうことを実現していくかという面に、この2年以上にわたって苦勞してまいったところであり、

これからも、いかに伝えるか、伝わるかというところに意を用いながら、自分の発信の仕方も含めて、また県庁全体としての情報発信の在り方についても、さらに工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ工夫をしていただきたい。秘書広報課が中心になって、やはりそれを考えにやいかんですね。その考えがちょっと足りんちやないかなという部分もちょうとありますので、それも知事から、しっかり上から指摘することは非常に重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、知事のフェイスブックの中で、埼玉県御自宅を売却されたことが掲載されておりました。内容をかいつまみますと、「平成17年3月31日に総務省から宮崎に赴任し、17年がたちました。私が自治省に入省したのが昭和63年4月1日なので、就職して34年が経過。職業人生のちょうど半分を宮崎で過ごしたこととなります。1つの節目に当たり、感慨に浸っています。—中略—この鴻巣の自宅は、埼玉県庁時代の4年間住んでいて、その住みやすさが気に入り、いずれ帰ってくる拠点にしようと購入した。そして、宮崎での勤務を終えて総務省に戻るときは、この家に帰ってこようと考えていたが、宮崎県知事に就任し、この家に帰ってくる

こともなくなったので、希望する方に売却することになった」と、これは過去形ですが。

最後の文面には、「宮崎に赴任する前の職業人生17年と比べ、宮崎での生活がその期間を上回る日々となっています。単に日数の面で上回るだけではなく、質の面でもさらに充実していくよう、気持ちも新たに組み組みでまいります」と締めくくっております。

文章は長かったですけど、私はこの掲載を読みました。これを見て、知事が御自宅に非常に思い入れがあるという、言ってみれば、自宅を売却されたとの感慨と、その背景に何かあるかということ、心底、宮崎に骨を埋めようという覚悟、決意ではないかなと私は受け止めたわけでは、悟ったわけであり、

そこで、知事が埼玉の御自宅を売却された思い、そして、今後どのような覚悟で県政運営に挑むのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 詳細に御紹介いただきまして、ありがとうございます。

埼玉県庁時代に、鴻巣にある県の宿舎に4年間住んでおったところであり、総務省に帰るタイミングになったところで、住み慣れた鴻巣というところが気に入って、いずれ総務省で勤務した後にどこかの地方勤務をして総務省に帰る。その地方勤務が宮崎だったわけですが、そのときに、そこで慌てて家探しをするのではなく、戻るところをつくっておこうということで、埼玉県から帰るタイミングで中古の住宅を買い求めたということであり、

ただ、今御紹介いただきましたように、宮崎に赴任して、縁あって知事を志すということになった時点で、国家公務員としてのキャリアに終止符を打たれた。そして、まさに宮崎に骨を埋める覚悟を決めたわけであり、鴻巣に

家族や親戚等がおるわけでもなく、もうその時点で、その住宅に戻るということはなくなつたと考えております。

ただ、御縁があつて、その家を借りておられる方がずっとおられ、その方が退去された後に、そこを欲しいという方がおられたものから、たまたま昨年の時点で売却したということになります。

ただ、今申し上げましたように、知事としての思い、この第2のふるさと宮崎に骨を埋める覚悟で仕事をしているということには変わりはありませんし、今回、鴻巣のこの住宅を売却することによって、さらにその思いも強く増しているところでもあります。

17年経過した今、この経験、そしてそれ以前、総務省やほかの地方公共団体で経験したこと、または海外留学等もありましたが、その持つ経験の全てを今、この宮崎で、知事として仕事をするために使っているんだと、そういう思いの下でしっかりと成果を出してまいりたい、そのような覚悟で取り組んでおります。

○日高博之議員 ありがとうございます。そういう答弁を聞くと、県民も、知事は頑張ってくれるんだと思うんですけど、その発信をどうするかです。

総括しますと、私は個人的に、知事と会話したり、よく懇親会で話すと、気さくな方だなと正直思っているんです。ですが、まだ今はそのキャラみたいなのが県民に対して届いていない。知事が、宮崎県知事河野俊嗣と、政治家河野俊嗣、どちらかという、宮崎県知事河野俊嗣が100点満点であつたら、政治家河野俊嗣はそれよりも劣ると思うんです、本当に申し訳ない意見ですけど。そのバランスがしっかり取れるようになれば——もっと政治家河野俊嗣を前

に出してほしいなというお願い。そうなれば、よく知事が言う「余人をもって代え難し」、そういう知事になれるんじゃないかと、私ごときが言うのもちょっと失礼なんですけど、私はそう思いますので、今回は期待しておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、へべスの生産振興についてお願ひいたします。

平成30年11月議会において、当時の郡司副知事が、「へべスの魅力を最大限に発揮できる生産・販売・加工の取組を積極的に推進し、へべスを全国はもとより、世界に売り込めるブランドに育てていきたい」と、熱い思いを語られていました。

我がふるさとの日向が発祥であるへべスは、爽やかな香り、まろやかな酸味が特徴で、料理や飲物に加えることで様々な楽しみ方ができる、とても魅力のある農産物であると考えております。

今月2日には、宮崎中央卸売市場でハウスへべスの初競りが行われ、コロナ禍ではありますが、キロ5,000円の高値がついたという明るいニュースもあり、幸先よいスタートが切れたのではないかなと感じておるところです。

さて、県は平成28年9月に、生産者や関係機関・団体とともに、へべスを県下全域に生産拡大する方針を打ち出されました。その際、生産面積を25ヘクタールから、令和7年度と同目標を40ヘクタールに増やそうというものでありました。

そこで、へべス生産拡大の現状について、農政水産部長にお願ひいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) へべスにつきましては、県下統一した栽培指導の下、苗木の確保や選果機の導入など、安定した品質・収量

確保に向けた生産体制の整備に、関係機関・団体と連携し、取り組んでまいりました。

その結果、日向市のほか都城市、宮崎市など県内13市町で産地化が進み、令和3年現在、栽培面積は約36ヘクタールと順調に拡大しております。

○日高博之議員 部長から、当初の目標面積に近づきつつあるという話を伺いましたが、県内各地で生産拡大が進んでいくということになると、それに伴い生産量も多くなるのではないかと思います。

また、ヘベスは、宮崎ブランドの認証商品となっており、県内ではよく知られていますが、県外ではそこまで認知度が高くないのではと、思っているところであり、今後の販売対策が重要ではないかと考えております。

そこで、ヘベスのブランド確立に向けた販売対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） ヘベスの販売対策については、これまで県内外の量販店や宮崎ゆかりの飲食店でのフェア等に取り組んでおり、実際に利用した事業者等からは、果汁の多さや料理への使いやすさなど、高い評価をいただいているところです。

一方で、首都圏などの消費者を対象とした県の調査では、ヘベスの認知度は約6%と低い状況にあり、他のかんきつにないヘベスの魅力をより多くの方に認識してもらうことが、大変重要であると考えております。

このため、引き続き認知度向上のためのフェア等に取り組むとともに、新たなアプローチとして、カットサラダや冷凍総菜、飲料、調味料等、多様な分野での活用について、県外の事業者積極的に提案を行うなど、さらなる販売対

策に取り組んでまいります。

○日高博之議員 まだ6%です。県内は60%ということではありますが、大分はカボスがあります。それと沖縄は、永山副知事のところという失礼なんですけど、シークワサーが、全国のかんきつ類の中にあります。

それで、郡司前副知事が、世界に売り込むんだという答弁もされたということで、担当副知事は永山副知事なので、宮崎県民としては、シークワサーよりも、やっぱりヘベスのほうが上に行ってほしいわけです。

それで、これをどう売り込んでいくのか、永山副知事に決意をお願いします。

○副知事（永山寛理君） 生まれ育った身として、それまで、世界一の香酸かんきつはシークワサーだと思っておりました。正直、宮崎に来るまで、ヘベスというものの存在を存じ上げませんでした。しかしながら、初めて日高議員からヘベスを紹介いただきまして、その爽やかで香り高い酸味、そして、食材に振りかけても食材の味を邪魔せず、食材のうまみを最大限に生かす、そのすばらしさに感銘を受けたところでございます。

その勢いで、東京に本社を構える冷凍食品のメーカーがあるんですが、その社長に直接ヘベスを売り込みまして製品化されました、ヘベスを県産カンパチに振りかけたすばらしい冷凍食品が販売されたということで、私も個人的に、フェイスブック等でヘベスの魅力を全国に発信しているところでございます。

ただ残念ながら、全国的にまだ認知度が6%ということ、カボス、スダチ、シークワサー、世界に目を向けるとライム、それよりはるかにクオリティーの高いヘベス、それを先ほど久保農政水産部長が申しましたとおりの各

種加工品とか飲食店等々の販売網というのを、36ヘクタールということで、これからますます生産体制も整ってくると思いますので、日本全体、さらには、郡司前副知事が申しあげましたように、世界に向けて販売促進をやりたい、その覚悟で頑張っていきたいと思えます。

○日高博之議員 本当にありがたいお言葉です。ぜひ、宮崎県の副知事として、しっかりとヘベスを売り込んでいただければと思います。ありがとうございます。

さて、私は、今後さらにブランド化を進めていくためには、本県の温暖で豊富な日照時間などの気候で育った農産物と、他県の農産物との差別化を図っていく必要があると考えております。

そのためには、研究開発が大きな役割を果たすものとするため、総合農業試験場において、本県農産物が持つ新たな価値を明らかにしていく研究を進め、研究成果を活用した産地化に取り組んでいくことが必要だと思っております。

そこで、総合農業試験場では、本県農産物の付加価値を高めるため、どのような試験研究に取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 総合農業試験場では、収量・品質を高める栽培技術や、新品種育成などの研究を行っているところです。

この中で、最近では新たに、スマート農業や環境に配慮した栽培方法などに加え、付加価値の向上につきましても、重点的に取り組んでいるところです。

具体的には、食の機能性に着目し、光の刺激から目を保護するとされるルテインを多く含む

ハウレンソウの栽培に関する研究や、高血圧改善が期待できるGABAを多く含み、香りもよい製茶方法など、保健機能食品の開発につながる研究を進めております。

また、輸出拡大に向け、スイートピーの新品種の育成や、キンカンの防除技術の開発などに取り組んでおります。

今後とも、多様なニーズを的確に捉えながら、付加価値を高める技術開発に取り組んでまいります。

○日高博之議員 儲かる農業をしっかりと実現していく、これを基本にお願いしたいと思っております。

次に行きます。続いて、地域間幹線バス路線についてお伺いいたします。

複数の市町村間を結ぶ重要なバス路線である地域間幹線バス路線については、4月の閉会中の常任委員会において、これまでの検討経緯について、執行部より説明があったところでございます。

その説明によれば、昨年2月を皮切りに、複数回にわたって宮崎交通より、「行政による赤字額の全額補填がなければ路線の廃止」という申出があったとのことです。

それを受けて、各地域ごとに関係者間で協議・検討を重ね、宮崎交通が運行する27路線のうち24路線について、他事業者による運行または市町村による広域的コミュニティーバスへ転換するという方向性に至り、県としても、それを支援するための財源として、バスネットワーク最適化支援基金を創設したということでございます。

しかし、その方向性に対し、宮崎交通は、4月末に今後3年間の経費削減策を示し、一転して運行継続に意欲を示しているようであります

が、まず、宮崎交通が示した経費削減策について、県はどのように評価しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎交通から示されました経費削減策は、一般路線バス事業全体において、令和6年度までの3年間で約3.3億円を削減するというものでありまして、今回このような削減策が示されたこと自体は、県としても一定の評価をしているところであります。

しかしながら、焦点となっております地域間幹線バス事業に限りますと、削減見込額は3,700万円程度となっております。行政による支援後に例年生じておりました約2億円の欠損に対しまして、問題が大きく解消されるものではないと認識しております。

今後、各地域のバス路線対策会議におきまして、宮崎交通より、各路線ごとの削減額等を提示いただく予定でありますので、その中で、市町村とともにしっかりと精査・協議をしてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。宮崎交通の経費削減策が示されたことについて、県としても一定の評価はされているということですか。

私自身も、これまでの強硬な宮崎交通の姿勢は何だろうなと思っていたところなんです。会社側もこの問題を改めて真剣に考えて、何とか解決しようと歩み寄りを見せているものと、若干感じているところでございます。

そこで、宮崎交通の考え方が変わってきた中、地域間幹線バス路線の在り方について、今後どう解決を図っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バ

ス路線につきましては、「行政による赤字額の全額補填がなければ路線を廃止する」という宮崎交通からの申出を受けまして、市町村等とともに議論し、他事業者による運行や市町村による広域的コミュニティーバスへの転換という方向で検討してきたところであります。

一方で、議員御指摘のとおり、今回の議論の前提となりました宮崎交通の考え方が変わってきていることから、今後、改めて同社より具体的な提案がなされるものと考えております。

また、国におきましても、地域間幹線バス事業に対する国庫補助制度の見直しについて議論が進められておりますので、その動向も注視しながら、引き続き、地域ごとに、あるいは路線ごとに丁寧に協議・検討し、本年度内には、その議論を踏まえた基本的な考え方や方向性を整理してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 今回の議論で最も重要なのは、人口減少の下において利用者の大幅な増加が見込めない中、地域の貴重な足である地域間幹線バス路線をいかに担保するかということにあります。その貴重な移動手段が突然なくなってしまうことは、地域住民にとって最も避けなければならない事態であり、これまでの経緯や議論について十分理解できるものではありませんけれども、改めて行政、バス事業者におかれては、利用者目線に立ちつつ、その持続可能な在り方について、引き続き真摯に協議・検討いただくようお願い申し上げます。

次に、海岸の浸食対策についてお伺いいたします。

様々な要因により、全国各地で海岸浸食が生じています。宮崎においても、現在、宮崎海岸で「侵食対策事業」が進められています。

宮崎海岸は、宮崎港と一ツ瀬川の間にある

約10キロの砂浜海岸で、アカウミガメやコアジサシなど貴重な野生生物を含め、たくさんの動植物がいるほか、漁業やサーフィン、釣りなどで利用されています。

昔は、広い砂浜で、運動会とか遠足が行われたようです。それが、ここ数十年の間で海岸浸食が進んで、海岸の背後地の人々の安全が脅かされております。

広い砂浜は、波の力を弱める動きがあるとのことですが、このまま砂浜がなくなると、波が高くなり、砂丘が崩れたり、護岸が壊れたりするおそれがあります。宮崎海岸では、砂浜を回復し、浜幅を50メートル確保することを目標に、様々な浸食対策が進められているわけですが、地球温暖化が進行する中、今後、気候変動に伴う高潮などの災害の激甚化、頻発化が懸念され、当海岸の浸食対策は待ったなしと考えます。

そこで、「宮崎海岸の侵食対策事業」の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 宮崎海岸につきましては、平成20年度から国による対策が進められており、岸から海に向かって延びる突堤や、浸食を防ぐ護岸の整備及び人工的に砂を入れる養浜が実施されております。

令和3年度までの進捗率は、事業費ベースで約5割と伺っております。このうち、突堤は3基計画され、北側の1基目は長さ50メートルが完成、2基目は、長さ150メートルのうち50メートルが、3基目は、長さ300メートルのうち75メートルが整備され、護岸につきましては、延長2,700メートルの埋設護岸が完成し、養浜につきましても、継続して実施する予定と伺っております。

○日高博之議員 浸食対策にかかる期間が、平成20年度から令和9年度の20年間で予定されているようですが、2期目の突堤はまだ100メートル残っていて、3期目が225メートルも残っている、延ばす必要もあると。残り6年でその工事を進めるためには、まず関係者の理解を得る必要があると考えます。

そこで、令和9年度の完成に向けてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 議員御指摘のとおり、事業の完了に向けては、突堤延伸に対する関係者の御理解を得ることが大変重要であります。

これまでも、地元との意見交換会など、関係者との調整に取り組んできたところでありますが、本年3月に、国、県及び宮崎市で構成する「宮崎海岸侵食対策関係行政連絡会議」を設け、浸食対策をより円滑に推進することとしたところであります。

宮崎海岸は、県で管理する海岸であります。その浸食対策は高度な技術力と多大な事業費を要することから、国の直轄事業として対策が進められており、令和9年度の完成に向け、今後も国や関係機関としっかり連携して取り組んでまいります。

○日高博之議員 令和9年度までの完成ということで、高度な技術も要るし、お金もかかる。これは、坂口先生の質問もございましたけれども、やはり今後どうしていくのか、国としっかりと連携していくことは非常に重要なところだと思っておりますので、ぜひ、これは県土整備部長、大重点課題でお願いしたいと思っております。

次に、盛土規制法についてお伺いいたします。

す。

令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴って盛土が崩壊し、甚大な人的・物的被害が発生しました。

このような危険な盛土を防止する仕組みとして、既存の法律では、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在するという問題が浮き彫りになったことから、令和4年5月27日に、「宅地造成及び特定盛土規制法」、いわゆる「盛土規制法」が公布されました。

熱海で発生したような盛土等による被害を出さないよう、この法律の施行に対応するため、しっかりとした準備が必要と考えますが、まず、盛土規制法の趣旨及び概要と法施行に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 盛土規制法は、国民の生命・財産を守るため、宅地、森林、農地等の用途にかかわらず、危険な盛土等について、全国一律の基準で隙間のない規制を行うものであります。

具体的には、盛土等により人家等に被害を及ぼすおそれがある区域の調査や指定を行い、区域内での盛土等の許可や改善命令などを知事等が行うことにより、安全性の確保と責任の所在の明確化を図っていくこととなります。

国においては、来年5月までの施行に向けて、今月には、地方自治体向けの説明会の開催や、秋頃には、区域指定の実施要領をはじめとするガイドライン案などの公表が予定されており、県土整備部では、今後速やかに対応していくため、先月、プロジェクトチームを立ち上げ、国への情報収集を行いながら、課題や作業内容の把握、今後のスケジュールなどの検討を進めているところであります。

○日高博之議員 盛土規制法は、宅地だけでなく、森林、農地も含めた全国一律の基準で、隙間のない規制を行うものということです。環境森林部及び農政水産部も深く関わってくると思います。

そこで、今回の法改正についてどう認識しているのか、環境森林部長、農政水産部長それぞれにお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 環境森林部が所管します森林法に基づく林地開発許可制度との関係では、県知事の許可が必要ない1ヘクタール以下の開発についても、盛土規制法による規制区域内であれば、同法の対象として規制されることから、より災害の未然防止につながるものと認識しております。

また、規制区域内における過去に行われた森林内の盛土等についても、土地所有者等には、常時安全な状態に維持する責務が新たに生じることから、盛土等に伴う災害の防止だけでなく、森林の持つ公益的機能の維持増進にも寄与するものと考えております。

環境森林部としましては、盛土規制法の趣旨を踏まえ、関係部局と一体となって、適正に対応してまいります。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在、農地を農地以外の用途に活用する場合は、農地法に基づく農地転用許可等が必要となり、この中で、盛土が含まれる場合には、農地法に定める基準により、周辺への土砂流出のおそれがないかなどの影響を審査し、許可の判断を行っております。

今回の法改正により、災害防止のために必要な許可基準が新たに設定されることになり、規制区域内の農地については、盛土等の安全性の確保が、より一層図られるものと考えておりま

す。

農政水産部としましても、関係部局と連携しながら、適正に対応してまいります。

○日高博之議員 これから、盛土規制法について、各部長ともにしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

全国的には、この法律が施行されるまでの間に駆け込み開発が行われていると聞いております。本県は、県の75%以上を森林が占めており、私の地元の県北地域においても、多くの森林を有しております。この貴重な森林資源を守っていくためにも、駆け込み開発が行われなにか、危惧しているところです。

そこで、盛土規制法施行前における森林の駆け込み開発への対応について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、盛土等を伴う1ヘクタールを超える林地開発について、より災害の発生を防止する観点から、昨年、盛土の安全施工等に関する許可条件の見直しを行ったところであります。

具体的には、強雨時や台風襲来時には盛土を施工しないことや、施工途中の盛土が流出し、または崩壊しないようにその防止措置を講ずるなどの条件を追加しております。

また、盛土規制法の規制区域内にある1ヘクタール以下の開発地で、法施行前に、今後行われる盛土等についても、災害防止のため必要なときには、土地所有者等への安全措置命令の発出が可能になりますので、同法の施行前から、その周知を図ってまいります。

こうした対応により、盛土等に伴う災害の発生防止が図られるものと考えております。

○日高博之議員 土地所有者等への安全措置命令の発出、これは非常に重要なところなので、

振興局にしっかりとその辺もレクをしておくべきだと思いますので、お願いいたします。

法律の施行後には、規制区域の指定があります。それと盛土等の許可業務等で、職員の業務量が増えることが予想されております。

また、県土整備部、環境森林部、農政水産部がそれぞれで対応していくことは難しいと考えておりますので、やはり各部の連携というものが重要になってくるわけであります。

そこで、盛土規制法の施行に向けて、公共3部が一体となって取り組む必要があると考えるが、知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今お尋ねの一連の盛土規制法につきましては、熱海市で発生した盛土の崩落による甚大な被害を受け設置されました、「盛土による災害の防止に関する検討会」の提言を踏まえて、今年5月に公布されたところであります。

私自身も全国知事会を代表して、検討会の委員として参加しまして、災害リスクの高い本県の実情を伝えるとともに、広域的な対応の観点から、国による関与の必要性を申し上げたところであります。

この法律は、危険な盛土等を、全国一律の基準で、包括的に都道府県知事等が規制するものでありまして、県の役割が大変重要となり、様々な対応が求められますことから、組織を横断した対応が必要であると考えております。

このため、危険な盛土等による災害の発生を未然に防止し、県民の安全・安心な暮らしの確保に向けまして、関係する3部はもとより、県内市町村をはじめ、県全体での強い連携の下で、盛土規制法の実効性を発揮することができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 口酸っぱいようですが、こ

の公共3部の連携も、温度差がないようにやってほしいと思うんです。温度差が大事です、公共3部の温度差です。それが大事だと思うんです。

そこで、県土だったら4課が、環境農林だったら4課が、農政だったら3課が関係があり、まとめて11課です、僕が見ている中では。

そこでしっかりとプロジェクトして、プロジェクトリーダーをしっかりと——誰になるのかわかりませんが、その辺もしっかりとやってもらいたいと思います。

人もかかりますよ、これは、知事。人もかかります、本当に大変です。これは大きい法改正です。よろしくお願いいたします。

次に、次期行財政改革プランにおける職員数の目標設定について伺います。

知事部局等の職員数は、平成17年度に4,231名であったものが、行財政改革を推進する中で削減を進め、平成24年度には3,795人となり、その後はおおむね3,800人前後で推移しています。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が発生し、県でも全庁体制で取り組まれています。今後、新たな感染症の発生も危惧され、さらには、南海トラフ大地震や激甚化する豪雨災害など、様々な危機事象の発生を想定していく必要があります。

こうした危機事象の対応のみならず、今後、先ほど質問した盛土規制法の関係でも、行政需要が増えていくことがあっても、減っていくことはないと思います。

こうした状況の中で、今後も今の職員数で大丈夫なのか、もっと増やしていく必要があるのではないかと思います。DX、デジタル化で一定の効果が図られても、行政需要の増大を十分に賄えるほどの人員は捻出できないのではない

かと思います。

現行の「みやざき行財政改革プラン（第三期）」は、推進期間が今年度までとされております。来年度には次期行財政改革プランが策定される予定ですが、次期行財政改革プランにおける職員数の目標設定についてどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 令和元年度に策定しました、現行の「みやざき行財政改革プラン」では、知事部局等の職員数につきまして、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、策定時と同水準の3,800人程度で、適正な定員管理に努めていくこととしております。

今後も、効率的な人員体制を構築することは重要であります。一方で、御指摘がありましたように、危機事象の発生をはじめとして、社会経済情勢の変化に伴う行政需要にも弾力的に対応していく必要があると認識しております。

来年度策定を予定しております次期「みやざき行財政改革プラン」における知事部局等職員数の目標につきましては、こうした要素に加え、令和9年度開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への対応や、職員がより働きやすい職場環境の整備などについても十分に勘案しながら検討し、今後とも、必要な分野に必要な人員が確保できるよう努めてまいります。

○日高博之議員 必要な分野に必要な人員が確保できるように努めてまいりたい。そのとおりだと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

むやみに増やすのではなく、適材適所ですっきりと増やしてくれということでございますので、ぜひ、そういう考えでお願いいたします。

次に、県職員の技術系職種の確保についてお

伺いいたします。

先ほど申しましたが、今後、新たな感染症の発生や、南海トラフ巨大地震、激甚化する豪雨災害など、様々な危機事象の発生が危惧される中、県職員の、特に専門性を有する技術系職員を確保していくことが、極めて重要であります。

一方で、近年、少子高齢化に伴う受験年齢人口の減少などにより、民間事業所等々においても、技術系人材、特に土木職員の確保が難しくなってきております。

県職員についても、民間事業所や国、他の地方公共団体との競合などにより、同様に確保が難しい状況にあるのではないかと危惧しております。

そこで、県職員の技術系職種の採用の状況と確保に向けた取組を、総務部長にお願いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 技術系職種の採用につきましては、受験者数の減少傾向が続いておりまして、特に土木職につきましては、大学卒業程度採用試験の競争倍率が令和2年度には1.2倍まで低下し、また採用辞退により採用予定者数を確保できない年があるなど、議員御指摘のとおり、人材の確保が厳しい状況にあります。

このため、採用試験を実施する人事委員会においては、民間企業等でも広く活用されているSPI試験の導入による新たな受験者層の掘り起こしや、合格発表の早期化を図るなど、試験制度の見直しを通しまして、受験者確保対策に取り組んでいるところであります。

また、関係部局や人事委員会とも連携し、高校・大学等での説明会の実施、就職ガイダンスの開催やインターンシップの受入れ等に取り組

んでおります。

今後とも、県職員の魅力をしっかりとPRし、将来を担う人材の確保に努めてまいります。

○日高博之議員 部長、これは成果が出て何ぼですから。これは、しっかりとやるのが目的ではなくて、成果が出るのが目的でございますので、その辺はしかと頭に、胸に、腹にぽんと落とさんといかんわけですから、よろしくお願いいたします。

次に、県内産業のデジタル化の推進についてお伺いいたします。

県は、令和3年3月に「みやざきDXプラン」を策定し、令和3年度をデジタル化元年と位置づけて、行政、暮らし、産業などのデジタル化を推進することとしています。

また、今年4月の組織改正では、本県のデジタル化を推進するため、情報政策課及び産業政策課の業務を再編し、デジタル推進課を設置した上で、産業政策課に産業分野におけるデジタル化の総合調整機能を担う産業デジタル担当を新設しています。

国も、デジタル田園都市国家構想基本方針において、中小企業のDXやスマート農林水産業などに取り組むこととしており、また骨太の方針2022においても、センサー、ドローン、AI診断などの技術の実装を加速させることとしております。

このように、産業のデジタル化は、県及び国において重点的に取り組む方針となっておりますが、宮崎の地域経済を支える様々な産業の事業者としては、今後、デジタル化を進めなければならないと感じてはいるものの、何から始めたらよいのか分からないという状況ではないかなと思います。

そこでまず、県内産業のデジタル化に向けた現状と課題について、県はどのように認識しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 人口減少が進み、働き手が不足する中、デジタル技術を活用して事務を効率化したり、拡大するデジタル取引などに対応していくことは、急務であると認識しております。

民間の調査によりますと、D Xに取り組んでいる企業は、九州全体では14.6%であります。本県は10.8%となっており、九州と比べても取組が十分には進んでいないのが現状であります。

県内産業のデジタル化を進めるための課題としては、1つ目は、経営者をはじめとして、デジタル化の効果や必要性に対する理解が不足していること、次に、社内のデジタル化を推進する人材やI C T技術者が不足していること、そして、デジタル技術導入のメリットが見えにくく、県内の導入事例がまだ少ないことなどが、各産業に共通する主な課題であると考えております。

○日高博之議員 本県企業のD Xの取組ということで、言ってみれば、そのメリットが分からないんですよ、基本的に。九州の中でも進んでいないですね。その課題が見えてきているわけです。これから県内産業のデジタル化を進めなければなりませんけど、中小・小規模事業所が多い本県の事業者にとって、ハードルが高くなっているという認識がある。そこで、これらの課題を踏まえて、県として、産業のデジタル化に向けて今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 産業のデジタル化を推進するため、まず、セミナーや講演

会、最新I C Tの展示会などを開催し、デジタル化の意義や効果などに関する事業者の理解促進を図ってまいります。

次に、デジタル技術を活用した現場作業の自動化や事務の効率化など、より実践的なテーマで学ぶ研修や連続講座を開催し、参加者同士のネットワークも形成しながら、人材育成を図ることとしております。

また、デジタル技術等の導入に対する支援を行います。また、県内事業者の参考となるような好事例を生み出してまいりたいと考えております。

中小・小規模事業者におきましても、事業規模や業態に応じたデジタル化を進めていくことが大変重要であると考えておりますので、こうした取組を通じ、県内産業のデジタル化にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 次に、県庁のデジタル化についてお伺いいたします。

先ほど、県内産業のデジタル化でも触れたとおり、県は、行政や暮らし、産業などのデジタル化を推進するということを掲げておりますが、特に日々の県民の暮らしにおいては、行政が提供する各種サービスの果たす役割や影響は大変大きいと思います。

そのため、まず県庁自ら率先してD Xの取組を進めることで規範を示し、デジタル社会の実現に向けて市町村や事業者を牽引するべきではないかと、私はそこまで考えております。

そこで、県庁におけるD Xについてはどのように取り組もうとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 多様化する県民ニーズに応え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用に

より、県民の利便性の向上や業務効率化を図り、業務の進め方を変革していくことが求められておりまして、県においても、行政手続のオンライン化やAI技術の活用などを進めているところであります。

例えばコロナ禍にあって、保健所では業務量が大きく増加いたしました。陽性者情報を、電話での聞き取りからオンラインを併用する対応に切り替えたことなどによりまして、手続を簡素化し、陽性者本人、そして対応する職員双方の負担軽減につながったところであります。

県としましては、今後もデジタル人材の育成・確保などを含め、スピード感を持って県庁のDXを推進してまいります。

○日高博之議員 その保健所のDX化は本当にヒットだと思うんです。ですから、こういうのが何かいろいろ成っていくということを願っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンについて。

県内旅行割引事業「ジモ・ミヤ・タビキャンペーン」についてですが、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、1人当たりの県内旅行代金の最大50%、上限5,000円を割引、さらに県内飲食店などで利用できるジモ・ミヤ・タビクーポンを1人1日当たり最大4,000円付与するものであります。

このキャンペーンによって、本県の昨年11月、12月の宿泊稼働指数は全国で1位となり、私の周りでも利用している方が非常に多く、宿泊業や旅行業にとって大変効果がある事業であると思います。

一方で、ジモ・ミヤ・タビクーポンの利用については、宮崎市などに集中しているのではないかと考えております。

そこで、ジモ・ミヤ・タビクーポンの利用状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県内旅行の割引事業でありますジモ・ミヤ・タビキャンペーンの利用者に対して配布しておりますクーポンの利用額は、令和3年度末の時点で約14億6,000万円でありまして、主に県内の小売店や飲食店などで利用されております。

このうち、市町村別が把握できる利用額での割合を見ますと、宮崎市が約6割、都城市が約1割などとなっております。

なお、キャンペーンに参加する宿泊施設の全体の客室数のうち、宮崎市内が約6割近くを占めておりますことも、クーポン利用額が集中している要因の一つと考えております。

○日高博之議員 ジモ・ミヤ・タビクーポンについては、以前、知り合いの店舗から、クーポン事務局での換金が月1回であり換金回数が少ないという話を伺ったところであります。

換金されるまでの間、店舗側がクーポン利用額分を負担し続ける必要があり、クーポン利用店舗を増やしていくためには、迅速な換金手続が必要であると考えます。

また、先ほどの答弁でもあったとおり、宮崎市などへの偏りも見られることから、キャンペーンの効果を全県的に波及させることが重要であると考えております。

そこで、迅速なクーポンの換金やジモ・ミヤ・タビキャンペーンの効果の全県的な波及のため、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましては、コロナ禍において厳しい状況にある観光産業を支援す

るために実施しているところでございます。

このため、クーポンの換金回数につきまして、昨年6月のキャンペーン開始当初の月1回から、昨年7月には週1回に変更し、換金の迅速化を図ったところであり、引き続き、換金手続など制度の周知を図ることにより、クーポン利用店舗の増加につなげてまいります。

また、キャンペーン効果の全県的な波及につきましては、キャンペーン対象の宿泊施設やクーポン利用店舗などの情報をしっかりと発信しますとともに、これらの情報を市町村に提供し、利用促進につなげるなど、一層の取組を進めてまいります。

○日高博之議員 昨年7月に週1回に変更になったと、これ自体を知らないんですよね。だから、伝えるが、伝わらないかもです。ぜひ、部長にお願いいたします。

次に、SFTSについて。重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSについてであります。

SFTSは、西日本を中心に患者の発生が多く見られており、ウイルスを保有するマダニにかまれることで感染すると言われております。

近年は、鹿やイノシシなど野生動物の生息地域とともに、マダニも身近な里山まで下りてきており、その結果、農作業やレジャーなどの感染例が増えております。また、ウイルスを所有したマダニにかまれて犬や猫が感染し、それらの動物の体液に触れた人が感染した事例もあります。

マダニは春から秋にかけて活動が活発になり、この時期の発症が多いと言われておりますが、有効な治療法やワクチンもなく、何と致死率が30%と高いため、広く県民へ注意喚起する必要があると思います。

そこで、本県のSFTSの発生状況と、県としての取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県におけるSFTSの発生状況は、国内での感染が初めて確認されました平成25年から累計で93件となっておりまして、今年に入ってから既に6件発生しております。

SFTS対策としましては、ウイルスを保有しているマダニにかまれることが最も重要であります。このため、県としましては、マダニが民家の裏庭や畑、あぜ道などにも生息していること、草むらややぶなどに入る場合は、長袖、長ズボンを着用して肌の露出を少なくすること、ペットから感染する事例もあるため、対策が必要であることなどを、県のホームページや県政番組等でお知らせしているところであります。

引き続き、保健所での取組はもとより、市町村とも連携して、県民への情報発信、注意喚起を行ってまいります。

○日高博之議員 今日もまた1名発生したという情報が入ってきていることも聞いておりますので、注意喚起をよろしくお願いいたします。

最後になります。ウクライナの避難民について。

現在、ロシアがウクライナに侵略し、多くの方が自国を追われ、国外へ避難を余儀なくされております。突然生活を奪われた方々は、食事や医療、子供たちの教育など、今後の生活に多くの不安を感じていることと思います。

本県宮崎にも、避難された方が4世帯11名おられ、その中には、小学校や中学校に就学する年齢の子供たちもいると聞いております。本来であれば、自国の友達と楽しく学校生活を過ご

しているはずの子供たちが、このように遠い異国の地で困難な状況に直面していることを思うと、胸が痛みます。このままウクライナへの侵略が長期化し、帰国できない状況となれば、さらに子供たちの教育のことが心配になります。

こうした状況において、教育委員会は、ウクライナから避難してきた子供たちに対し、どのような教育的支援を行い、教育の機会を確保するのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） ウクライナから避難してこられた子供たちにつきましては、言葉の壁、心や体の健康、これらに配慮することはもとより、何より、未来をつくる子供たちの学びを止めてはならないと考えております。

そのため、文部科学省の通知を周知し、避難した子供たちの教育の機会が確実に確保されるよう、市町村教育委員会や関係各課と情報の共有と連携を図っております。

県教育委員会といたしましても、今後とも、避難した子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導支援員を配置するなど、御家族、子供たちに寄り添う積極的な支援を行ってまいります。

○日高博之議員 今後とも引き続き、避難した子供たちが安心して教育を受けられる体制をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○中野一則議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の田口雄二です。本日最後の質問者となります。傍聴者は一人もいませんが、あと1時間ほどお付き合いいただきたいと思います。

先月の5月末に上京し、学生時代はよく繰り出していた日本有数の歓楽街、新宿・歌舞伎町に実に久しぶりに行ってまいりました。

見慣れた新宿コマ劇場がなくなっていたのは残念な思いがいたしました。これまで見たこともないような物すごい人混みで、若者たちがそこら中にたむろしていました。

また、待ち合わせをした大きな居酒屋も、あふれんばかりの満員状態でした。これまでの自粛、抑制していたものを一気に取り戻すかのような雰囲気でした。

これは1週間後にはコロナが激増するのではないかと心配していましたが、東京は何事もなかったかのように感染者は減少しています。

まだ気を許せる状況ではないものの、歌舞伎町でもほとんどマスクをしており、コロナとの付き合い方がうまくなってきたのかなと思えるほどです。

コロナに関しては、逆にうれしいニュースがありました。この春に、県内高校の卒業者の県内就職率が65.7%になり、過去最高になったと宮崎労働局が公表しました。

2014年度には県内就職率が54%と全国最下位となり、若者の県内定着に県は努めてまいりました。その成果が出てきたものと思いますが、コロナで県外への就職は、保護者だけではなく生徒も敬遠する傾向が強かったようです。

ただ、過去最高の就職率とはいえ、全国平均はこれまで80%以上もあり、まだ大きな開きがあります。人手不足に苦しむ地元産業界のためにも、さらなる県内就職率アップのための県の御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、知事の政治姿勢について質問します。

知事は、県内主要10団体で構成される県経済団体協議会の出馬要請を受け、昨年11月議会で知事4期目の出馬表明をいたしました。

参議院選挙が終わると、一気に知事選挙のポ

ルテージが上がってくるものと思われま。任
期満了は来年1月ですが、知事選挙は年内が予
想され、残すところ半年となりました。コロナ
で振り回されっ放しではありましたが、3期目
の仕上げをしなければならない時期を迎えまし
た。知事御自身は3期目のこれまでの取組をど
のように評価しているのか、また残りの任期は
何に力を入れたいと考えているのか、知事に伺
います。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま
す。

私は知事就任以来、この愛する宮崎県のため、
一日一日全身全霊を傾けて、県政発展に邁
進してまいりました。現在の3期目におきまし
ては、コロナ対応を最優先課題として取り組ん
でおりますが、1期目、2期目における相次ぐ
災害からの再生復興や、東九州自動車道等のイン
フラ整備、フードビジネスをはじめとする産
業の振興などの成果の下で、新たな成長の流れ
を軌道に乗せる取組にも力を尽くしてきたところ
であります。

その結果、宮崎駅西口広場の再整備や県防災
庁舎の完成、県立宮崎病院の改築、宮崎カー
フェリーの新船就航、さらには国スポ・障スポ
大会に向けた施設整備など、安全・安心な社会
づくりや将来の発展の礎となる様々な成果が見
えてきており、私としましても一定の手応えを
感じているところであります。

その一方で、コロナの影響により、例えば国
文祭・芸文祭で当初想定していた内容が十分に
実施できなかつたり、また海外との行き来が十
分にできなくなる中で、インバウンドも含めた
観光客の減少など、様々な影響が出ているとこ

ろであります。

このため、残りの任期におきましては、何よ
りも、コロナ禍の長期化により大きな打撃を受
けた県民生活や地域経済の一刻も早い回復を図
るとともに、インバウンドも含めた観光誘客の
推進、スポーツランドみやぎのさらなる充
実、そしてポストコロナを見据えたデジタル化
の推進やゼロカーボン社会づくりなどに取り組
み、新たな成長活力の創出に向けた取組にも注
力してまいりたいと考えております。

このほかにも本県には、人口減少対策をはじ
め防災・減災国土強靱化対策、医療福祉の充実
など、取り組むべき課題は山積しております。
本県のさらなる飛躍を目指して、県議会の皆様
をはじめ、各方面の御理解と御協力をいただき
ながら、オールみやぎの体制でしっかりと取り
組んでまいります。以上であります。 [降壇]

○田口雄二議員 残された期間、しっかりとよ
ろしくお願いいたします。

4期目の思い等々も聞きたかったんですが、
日高議員が先ほどたくさん聞かれましたので、
次の質問に入らせていただきます。

2016年には2,000万人を超え、2019年に
は3,188万人の外国人旅行者が日本を訪れ、人気
観光地においては、オーバーツーリズムではな
いかと思われるほどの大盛況の状況でした。

しかし、世界的な新型コロナウイルス感染症
の拡大で、2020年4月から外国人観光客はス
トップしてしまい、人の動きが大きく制限され
てきました。ようやくコロナの拡大も少し落ち
着いてきたことにより、本年6月10日から、1
日2万人を上限に引き上げ、我が国は外国人観
光客の受入れを再開しました。

この受入れ再開に先立って、世界経済フォー
ラムの2021年観光魅力度ランキングが発表され

ました。何と、アメリカやフランス、スペイン、イタリア、ドイツなどの観光大国を抑えて、日本が1位になりました。2年ごとの調査で、前回の2019年は4位でした。これまで日本を訪れた外国人観光客の評価はもちろんのこと、昨年東京オリンピック・パラリンピックで、選手や関係者、そしてマスコミ等に日本のよさが高く評価されたようです。日本人にとって非常に誇らしい結果です。

コロナにより入国制限があり、地方都市へすぐ多くの外国人が来るのはもう少し時間が必要かと思いますが、観光魅力度のランキングで日本が世界一となったことを踏まえ、本県として、今後どのように外国人観光客の誘致を進めていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御紹介がありました2021年の旅行・観光の魅力度ランキングは、世界経済フォーラムが117か国・地域を対象に評価・比較したものであります。日本が1位になりましたことは、外国人観光客の受入れ再開に当たりまして、大きなはずみになるものと考えております。

具体的には、交通インフラや治安のよさ、清潔さなどのほか、文化や自然に関する観光資源の豊かさが高い評価を得ているところであります。本県には、我が国の成り立ちにもつながる神話・神楽などの伝統文化や、ゴルフやサーフィンに代表される豊かな自然を生かしたスポーツ環境、また、海外でも知名度の高い高千穂峡など、世界に誇れる観光資源が多くございます。

今回、ランキングが1位となったことで、世界の人々が日本に注目し、インバウンドも増加していくと考えられますことから、この機会を逃すことなく、本県の強みを戦略的、効果的に

発信し、世界から選ばれる「観光みやぎ」の実現に向けて、オールみやぎで取り組んでまいります。

○田口雄二議員 はっきり言えば、行きたい国ナンバーワンになったということだと思いますので、しっかりと取組をお願いいたします。

先日就航した宮崎カーフェリーの「フェリーたかちほ」の内覧会に参加いたしました。これまでのカーフェリーのイメージを一新するものでした。

物流が中心のカーフェリーから、個室重視の旅行を楽しめるツールとして、大きな存在になりそうです。外国人観光客にも十分楽しんでいただけると確信し、この秋の第2船の「フェリーろっこう」の就航が待ち遠しい思いです。

次に、医療福祉に関する質問を何点かいたします。まず、宮崎大学の医学部地域枠について伺います。

本県は、医師の都市部への集中による地域的な偏在が深刻化し、宮崎市以外は医師不足の状況です。その上、急速な高齢化に伴い、県民の医療ニーズが高度・多様化しています。明日の宮崎県の医療を担うという強い意志を有する地元の生徒を求めため、平成18年度の入学者から、宮崎大学医学部に地域枠が設けられました。

医学部卒業後は、9年間は宮崎県内での研修や勤務が求められます。昨年度から定員が大幅に増員され、地域枠の取組が強化されました。

そこで、令和4年度の宮崎大学医学部地域枠の受験結果と医師修学資金の貸与状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎大学医学部地域枠の定員につきましては、25名から40名へと大きく拡充されました。

昨年度は、拡充後初めての入試となり、宮崎大学、県教育委員会とも連携し、積極的にPRを行った結果、1次選考には定員の3倍近い110名の応募があったところです。

また、2次選考では、大学入学共通テストの結果などに基づき選考が行われ、最終的な地域枠の合格者は33名となったところです。

医師修学資金につきましては、宮崎大学地域枠新入生33名に加えまして、長崎大学の宮崎県地域枠2名、本県出身で他大学に入学した1名、今年度からの新規枠として、本県での地域医療を志す宮崎大学在学学生13名に貸与決定しており、新規貸与者は合計49名になったところです。

○田口雄二議員 1次選考には定員の3倍近い応募があったにもかかわらず、最終的な地域枠の合格者は、40名の枠に対して33名であったと。定員を割ったのはちょっと残念です。

次に、先ほど質問しました宮崎県医師修学資金制度ですが、本制度は、地域医療を担う人材を宮崎県として育成するために設けられ、貸与額は、入学時には入学金相当額として28万2,000円、その後、毎月10万円を6年間、総合計で約750万円になります。しかし、貸与を受けた医師が、貸与期間の1.5倍、9年間指定医療機関に勤務すれば、修学資金の返還が免除されます。

それでは、これまでの医師修学資金の貸与実績と、返還されたものもあるのか、返還の状況について、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 平成18年度より取り組んでまいりました医師修学資金の今年度までの貸与実績は、284名になります。

医師修学資金は、一定期間、県が指定する医療機関等で医師として勤務したときは返還を免除しておりますが、一方で、これまでに返還と

なった方は11名おり、その内訳は、県外等の指定医療機関以外への就職が7名、退学が2名、国家試験不合格が1名、健康上の理由による辞退の申入れが1名となっております。

県ではこれまでも、返還免除の対象となる診療科や指定医療機関の拡充を行うとともに、育児やキャリア形成に資する県外研修、留学時に指定医療機関での勤務の中断を行うなど、柔軟な対応を取ってきており、返還となる事例は近年減ってきております。

○田口雄二議員 一度ルートを外れても、スキルアップして宮崎に戻ってきてくれれば、地域医療に大きく貢献してくれる医者になってくれます。今後とも柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

さて、2019年から建設工事に着手していた県立宮崎病院が、本年1月11日に完成し、開院いたしました。建設中には、工事関係者にコロナが発生したり、死亡事故もあり、また大停電事故等々と、何かと紆余曲折がございました。

開院後、既に5か月が経過し、医療スタッフをはじめ、ようやく使い勝手などが落ち着いてきたのではないかと存じます。想定していたことや想定外のことなど、新たに増えてきたこともいろいろあるのではないかと思います。

そこで、県立宮崎病院が開院して5か月が経過いたしました。現在の状況について病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(吉村久人君) 令和4年1月に開院しました宮崎病院においては、救急・総合診療センターの拡充や手術室の増床に加え、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対応するため、専用エレベーターの設置など機能強化を図ったところであります。

開院後の状況ではありますが、患者数につきま

しては、依然として新型コロナの影響はあるものの、拡大前である令和元年度の水準近くまで回復傾向にあります。

また、運営面におきましては、診察室を拡充し、診療科ごとに待合スペースを設け、利便性の向上を図ったところでありますが、患者数の多い診療科においては、混雑して待ち時間が長くなる状況も見られたことから、診察時間の割り振りにより患者数を平準化したり、誘導係員を増員し、患者一人一人に分かりやすく案内するなど、日々改善に取り組んでいるところであります。

引き続き、臨機応変に課題に対応しながら円滑に患者を受け入れることにより、高度・急性期医療を効率的に提供してまいります。

○田口雄二議員 大きなトラブルもなく、患者へのサービスも向上しているようです。順調な滑り出しをしているようで、安心いたしました。

県立宮崎病院には、本県においては宮崎大学医学部の附属病院に次いで、手術支援ロボット「ダビンチ」が導入されました。

私はこれまで、このダビンチについて、この議場で何度か紹介させていただきました。当時、全国で唯一ダビンチが導入されていない本県で、高度医療を求めて他県に患者が流れていないか、また、視察先の完成したばかりの香川県高松市の県立病院、沖縄県の徳洲会病院のダビンチが、高度医療の提供と併せて医師確保に大きな武器になっていることを紹介させていただきました。

そこで、県立宮崎病院に導入した手術支援ロボット「ダビンチ」の稼働状況について、病院局長に再度伺います。

○病院局長（吉村久人君） 手術支援ロボット

「ダビンチ」につきましては、現在2名の医師が対応しており、設置後、医師等の研修などの準備を経まして、3月から手術を開始し、6月15日時点で、泌尿器科、産婦人科において、悪性腫瘍治療など16件の手術を実施しております。

ダビンチを導入することで、内視鏡により、傷口が小さく、人の手に比べ正確で細かい動きができることから、出血量や痛みの少ない手術が可能となり、患者の身体的・精神的な負担が少ないことに加えて、診療機能の向上や研修施設としての魅力が高まり、医師・看護師等の人材確保にも効果を期待しているところであります。

今後とも、ダビンチの機能を最大限に発揮できるように、医療スタッフ等の育成・確保や、対象診療科の拡大に取り組むことにより、患者にとって、より負担が少なく安全性の高い医療の提供に努めてまいります。

○田口雄二議員 現在は2名の医師が対応し、3月から手術を開始したようですが、さらに研修を重ねて、対応できる医師の増員と、体への負担が少ないダビンチの活用の拡大を、よろしくお願いいたします。

次に、特定行為に係る看護師の研修制度について伺います。

特定行為とは、医師の判断を待たずに行う診療補助行為で、38の行為が厚生労働省より指定され、医師が作成した手順書に基づいて、看護師自身の判断で行うことが可能となるようです。

厚生労働省は、2025年に向けて、急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を計画的に養成することを目的とした、特定行為に係る看護師の研修制度を推進しています。

私の手元にある資料では、令和2年8月現在で、全国で222機関が指定されていますが、本県には指定医療機関が一つもありませんでした。

県医師会の理事は、「この制度は、宮崎県こそが率先して取り組むべきものではないかと考えている。なぜなら、本県は医師少数県として看護師の助力なしに医師の業務を行うことが次第に難しくなっているからである。病院のみならず診療所や施設など、慢性疾患を扱う医療機関の恩恵もかなり大きい。また、2024年4月よりスタートする医師の働き方改革に向けての取組にも大きく関与している」と指摘しています。

そこで、特定行為に係る看護師について、県はどのように考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員の御質問にありましたように、特定行為に係る看護師は、国の指定を受けた医療機関等で一定期間、研修を受けることで、脱水症状に対する輸液の調整や胃瘻チューブの交換など、38の特定行為について、医師の判断を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき対応できるようになるものです。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けまして、九州唯一の医師少数県である本県としましては、在宅医療をはじめとする必要な医療を県民に届けていくために、このような看護師の養成・確保は大変重要であると認識しております。

○田口雄二議員 県医師会理事の指摘どおり、医師少数県の本県においては、このような看護師の養成・確保は大変重要であると、県は認識しているようですが、特定行為に係る看護師の研修制度について、本県の状況を福祉保健部長

に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では令和2年度から、大学や医療機関、関係団体等で構成する「特定行為に係る看護師の研修制度推進検討会」を設置しまして、研修機関の設置に向けた協議を重ねるとともに、医療機関等へのアンケートを通じた課題等の把握や制度の周知に取り組んでまいりました。

そのような取組を進め、今年2月に宮崎善仁会病院が、県内初の特定行為研修機関として、呼吸器等に関する7行為について国の指定を受け、4月から開講したところであります。

また、別の2つの医療機関におきましても、今年度中の指定に向けた準備が進められているところでございます。

○田口雄二議員 特定行為に係る看護師の研修機関が一つもなかった本県において、ようやく本年4月に開校したようですが、新たに2つの医療機関が準備中ということで、遅れてはいたが、少しずつではあります前進行っていることが分かり、安心しました。

しかし、医師の判断を待たずに看護師の判断で、診療補助を行うこととなります。責任も重くなり、かなり多くの知識と経験が必要になると考えられます。

そこで、特定行為研修の終了に必要な期間はどれくらいか、また、指定研修機関となるためにはどのような準備が必要で、それに対する県の支援はあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 特定行為の研修に必要な期間につきましては、指定された医療機関等のカリキュラムにより異なっておりますが、短くて6か月、長くて2年程度になります。なお、宮崎善仁会病院では1年間となっております。

また、指定研修機関になるためには、研修計画の作成はもちろんのこと、演習用の機器や研修室の整備、医師・看護師などの指導者の育成・確保が必要となっております。

県では、研修機関を目指す医療機関等に対しまして、準備に必要な備品購入や指導者の研修受講などの費用及び初年度の運営費の支援を行っております。

今後とも、特定行為を行うことができる看護師の養成・確保に向けて、関係団体と連携し、制度の周知や研修機関の拡充に向けた検討を進めてまいります。

○田口雄二議員 令和2年12月時点で、本県には特定行為に係る看護師が7名いるようです。ただ、この方々は県外の研修機関で学んできました。隣の鹿児島県は70名、熊本県には30名の特定行為に係る看護師がいるようです。本県の指定研修機関が早期に必要です。県の御尽力をよろしく願いいたします。

次に、本年は民生委員・児童委員の一斉改選の年です。任期は3年となります。

県の広報みやぎの6月号に、「地域を見守り、支え、つなぐ民生委員・児童委員」と特集が組まれています。私の地元でも、区長や民生委員・児童委員の成り手が見つからず、苦勞している話をよく聞きます。

民生委員・児童委員はどのような身分と役割を持って活動しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 民生委員・児童委員は、関係法令の規定により厚生労働大臣から委嘱され、非常勤の地方公務員とされております。法律上、給与は支給しないものとされており、交通費等として一定の活動経費は支給されているものの、無報酬のボランティアで

活動することとなっております。

また、民生委員・児童委員の方々は、社会奉仕の精神をもって、自らも地域住民の一員として住民の立場に立ち、身近な相談相手として、日常生活における困り事を聞き、必要な支援につなげる「つなぎ役」としての役割を担っていただいております。

○田口雄二議員 交通費等の一定の活動経費以外はない、無報酬のボランティアだとは、実はこの質問をするまで、私は勉強不足で知りませんでした。民生委員・児童委員にはもうちょっと感謝しないといかんなところだと思います。

そこで、本県の民生委員・児童委員の充足率や年代等の状況と、人材確保に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、令和3年度末現在、2,498人の民生委員・児童委員が委嘱されており、定数に対する充足率は95.5%であります。

比較的時間に余裕のある60歳代、70歳代の方が9割以上を占めており、近年、高齢化や退職年齢の上昇に伴い、候補者を見つけるのが困難な地域もあると伺っております。このため県では、新聞広告や県広報紙等により、民生委員・児童委員の活動内容や具体的な活躍の様子を広報し、理解促進を図っているほか、委員の方々への研修、長年委員を務められた方への顕彰などを行っております。

今後とも、市町村や民生委員児童委員協議会とも連携しながら、民生委員・児童委員の成り手の確保や、活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○田口雄二議員 近年は自治会の加入も減り、地域のつながりが希薄になっているところもあります。プライバシーへの配慮も求められ、活

動しづらくなっていることが予想されます。

私が住んでいる町は3丁目まであり、区長さんは3名いますが、民生委員・児童委員は、1人で1丁目から3丁目までの全域が担当です。

対象戸数も多く大変だろうなと思います。どういう経緯でこうなったのかは知りませんが、こういう部分も見直す必要があるかもしれません。

それでは次に、自伐型林業について伺います。

全国の中山間地で、自伐型林業が広がりを見せています。対象区画の木を全て切る皆伐ではなく、将来残したい木を決めて、その支障となる木を間引く間伐を長期にわたって繰り返す林業です。間伐により残した木の品質が上がり、価値を高めようとするものです。

個人や少人数で山を持ち、生計を立てるケースもあるようです。間伐によって一度に伐採する面積を一定以下に抑えられることで、自然環境を守ることにつながります。地域住民が農閑期に参加でき、兼業がほとんどで、自然の中でほとほとに稼ぎながら環境保護にも貢献でき、環境への意識が高い若者の価値観にマッチした働き方とも言われております。丁寧な間伐や、小型の重機が辛うじて通れる作業道づくりは、山の価値を高めながら、災害から地域を守ることを期待されています。

延岡市では、延岡自伐型林業研究会が設置され、定期的な研修を積み重ねています。自伐型林業推進協議会のホームページを見ますと、全国で57の自伐型林業展開自治体があり、また多くの地域推進組織が立ち上がっています。

そこで、全国有数の林業県である本県において、自伐型林業の現状を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 自伐型林業の明確な定義はございませんが、令和3年版の森林・林業白書によりますと、山林を借用し、または施業を受託するなどして小規模な林業を行う取組と記載されております。

県では、議員からお話のありました、延岡市の1グループの活動を把握しているところであり、そのグループは、自伐型林業を体験できる場としてモデル林を整備するとともに、四国で先駆的に自伐型林業を実践している方を講師に招き、作業路開設や間伐の研修会を開催するなど、意欲的に活動しておられます。

○田口雄二議員 林業の本格的なプロがほとんどの本県ですが、兼業がほとんどで、環境保護にも役立ち、環境への意識が高い若者が多く、温かく見守っていただきたいと存じます。

杉丸太の生産量が31年連続日本一、日本有数の林業県の本県において、この自伐型林業について県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 一般的に自伐型林業は、環境に配慮しながら、木材生産により長期的に安定した収入を得る林業経営であり、定年退職後に副収入を得る目的や、週末や仕事の合間のボランティアなど、様々な形での参画がなされております。

また、人力や小型の林業機械を用いて森林施業を行っていることから、1人当たりの施業面積は限られますが、複数の者が協力することで、より大きな面積の施業も可能となります。自伐型林業の事業者は、適切な間伐による長期的にわたる優良材の生産や、壊れにくい作業道の整備など、森林を健全に維持していく活動を行っており、県としましては、多様な林業経営の主体の一つと考えております。

○田口雄二議員 林務担当の職員に伺いますと、課題は事故の心配です。

重機が小さいので、伐採する樹木の近くでの作業になると、近いほど危険度が増すようで、作業には細心の注意を求めているかなければならないと思っております。

次に、道路行政の質問に入ります。

延岡南道路は、通行料金が高額で、特に大型車の料金が飛び抜けて高く、それを避けるために、団地内を大型車が通り抜け、団地内の安全が危惧され、また国道10号の土々呂地区の渋滞は緩和されぬため、値下げ運動を重ねてきました。

国土交通省への要望活動がようやく実を結び、令和2年3月末に値下げされ、新たな展開を迎えました。

ところが、コロナの影響等もあり、車の流れがよく読めないところもありますが、地元の皆さんが期待していたような結果にはなっていないようです。地元の区長を中心に構成される「延岡南部地区の渋滞解消及び安全・安心促進期成会」は、昨年11月に国土交通省延岡河川国道事務所に、「通行料金値下げによる国道10号延岡南道路の利用促進を求める要望書」を提出しています。

中型車以上の通行料金がETC車限定で引き下げられたことで、延岡南道路と延岡道路の連続利用が促されましたが、依然として10号線の土々呂地区の混雑は解消されていません。大部分を占める普通車や軽自動車のさらなる通行料金の値下げによる延岡南道路の利用促進が、最も現実的かつ有効と訴えています。

そこで、南道路の通行料金に変更されましたが、延岡南道路周辺の交通状況の変化について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 延岡南道路の通行料金の変更は、周辺地域における交通の安全性向上に寄与することを目的に実施されております。

御質問の延岡南道路周辺の交通状況については、通行料金変更後の令和3年度の交通量調査結果によりますと、生活道路を通過する大型の車両の交通量が減少する一方で、延岡南道路を通過する大型の車両の交通量は増加しており、生活道路から延岡南道路への交通転換が見られます。

また、地元小学校など関係団体へのヒアリングでは、通学路の大型車の交通量が減少したなどの意見が複数あり、一定の効果が確認できたものと考えております。

県としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、地域の安全性向上に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 普通車や軽自動車のデータがなく不明ですが、大型の車両の流れは一定の効果が出ています。しかし、引き続き延岡南道路の値下げ運動が必要です。

値下げと同様に、広域農道が現在建設中で、この農道の完成は、国道10号の渋滞緩和にも寄与するのではないかと期待されています。

広域農道沿海北部地区門川－伊形間の進捗について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 広域農道沿海北部地区は、日向市塩見を起点に、延岡市大峡町を結ぶ約26.8キロメートルの基幹的な農道で、これまでに約9割の24.5キロメートルを供用しております。

残り、門川町加草と延岡市伊形町間の約2.3キロメートルにつきましては、平成26年度から工事に着手し、湧水対策工事などで期間を要しま

したが、現在96%の進捗率となっており、今年度中には供用できる予定であります。

全線の開通により、集出荷施設や市場などを結ぶ新たな輸送ルートが確保され、農畜産物輸送の効率化が図られるものと考えております。

○田口雄二議員 この工事が完成すると、県内の広域農道の全て、8路線198キロが完成だそうです。今年度中の完成の見込みで、国道10号の朝晩の渋滞解消につながればと思っております。

次に、防災対策について質問します。

先月、愛知県豊田市の工業用水を取水する川をせき止める施設で、大規模な漏水が起きました。忽然と水がなくなり、当初は原因が分からず困惑していましたが、上流の水が堰の下を通過し、川の下流から噴き出していたパイピング現象でした。

河川内の現象でしたので、災害には至りませんでしたでしたが、堤防の地下を通り河川外に噴き出していたら、被害が出たことが想定されます。

本県においても、台風が来て増水した河川でパイピング現象が何度も確認され、その対策がこれまで実施されてきました。

そこで、県内でパイピング対策を行っている箇所とその進捗状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 県では、近年の出水時にパイピング現象が発生した祝子川と一ツ瀬川において、現在対策工事を行っているところであります。

祝子川においては、夏田地区などで延長2,640メートル、一ツ瀬川の下鶴地区では延長320メートルの区間で対策が必要となっております。

これまでに、祝子川では延長約1,100メートル、一ツ瀬川では延長40メートルの区間につい

て、鋼製の矢板を堤防沿いに連続して打ち込む工事が完了しております。

今後とも、早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○田口雄二議員 河川の多い本県ですし、台風もよく来ます。そういう関係もあって、現在対策を打っているのが2か所というのは、非常に意外でした。

次に、教育行政について伺います。

小学校の5・6年生の授業で専門の先生が教える教科担任制が、県内でも本格的に始まっていると聞いています。

担任以外の教員が児童と関わることになり、受け持つ教科によっては教員の負担にばらつきが出るのではないかと等々、心配されておりました。

そこで、導入された小学校における教科担任制の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、国は、教科担任制の導入に当たりまして、中学校との接続の観点から、外国語、理科、算数及び体育の教科を優先する方針を示しております。

本県におきましても、国の方針を踏まえながら、令和2年度から導入し、今年度132校の小学校で教科担任制を実施しております。

その成果としましては、「教師の専門性を生かした指導」や「学級担任の空き時間の確保」などが挙げられ、指導の充実や働き方改革につながると考えております。

課題としましては、「時間割が複雑化すること」や、「学級担任と教科担任がどのように評価を共有するか」などが挙げられております。

県教育委員会といたしましては、子供の学びが一層深まるよう、引き続き、小学校における教科担任制の導入を推進してまいります。

○田口雄二議員 私は、全ての小学校に導入しなければならないものかと思っていましたが、本年度は約6割の学校で実施されているようです。子供たちの授業への関心が高まってくれることを期待いたします。

次に、県立高校の朝課外について伺います。

昨年の9月議会で取り上げ、朝課外は、全国的に行われているのではなく、九州だけで行われている特別なものだったのかと、議員や県庁職員の皆さん等々に大変驚かれました。

結構反響が大きく、この5月には、テレビ朝日がやっていますネットニュース「アベマプライム」から、朝課外をテーマに出演してくれと、突然依頼が来ました。このときの表題は、「九州人の常識は非常識だった？県議も驚いた高校の朝課外に廃止の動きが…」でした。

ロンドブーツ1号2号の田村淳さんたちと30分にわたり朝課外について議論しました。田村淳さんは、山口県下関市出身ですが、朝課外を全く知らず、「ちょっと信じられない。僕なら絶対出ない。部活動も含め熱意によって支えられている教育システムには意味がない」と、厳しいコメントでした。

昨年、県立高校における今後の朝課外の在り方について、私の質問に教育長は、「校長会とも連携し、PTA総会の前に行われます役員会等で、朝課外のメリット、デメリットについてPTAとも共有し、総会で会長からより丁寧に説明していただくよう働きかけてまいります。今後とも、働き方改革や社会状況等を勘案しながら、他県の状況や関係者の意見を踏まえ、議論を深めてまいります」と、答弁をいただきました。

年度も替わり、その後の対応を確認させていただきます。県立高校における朝課外につい

て、教育委員会の対応状況を教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 朝課外につきましては、保護者からの要請であることを踏まえ、毎年PTA総会等で会長が実施についての承認を得ること、また、実施に当たっては個別に希望を取ること、さらに、教科書の内容を進めないこと、これらについて通知するとともに、校長会等において直接説明し、指導しております。

特に昨年度末及び今年度当初の校長会におきましては、朝課外の目的や内容等についてPTA役員会等で十分に協議した上で、総会等でも保護者の皆さんに丁寧に説明するよう指導したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも課外の在り方も含め、議論を深めるよう、校長会等に働きかけてまいります。

○田口雄二議員 校長会において、PTA総会等でも保護者に丁寧に説明するよう指導したということですが、それを受けて、現在の朝課外の実施状況について、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 本年度、県立高等学校におきまして朝課外を実施しておりますのは、36校中22校であります。

○田口雄二議員 22校が実施しているそうですが、そのうち普通科高校は12校です。県立高校普通科の朝課外とこれまで質問してきましたが、実際は資格取得のため、商業高校や工業高校などの職業科の高校も10校が実施していました。

朝課外を廃止した学校数とその理由について、教育長に伺います。

○教育長(黒木淳一郎君) 本年度、PTAとの協議により朝課外を廃止した県立高等学校

は、3校であります。

その理由といたしましては、朝課外をなくして、放課後に生徒の主体性をより発揮させるための時間を確保することや、早朝の時間にゆとりを持たせ、教員の働き方を見直す機会とするためと聞いております。

なお、新たに生じました放課後の時間につきましては、生徒の適性に合わせた選択制の講座や教科担任への質問、個別学習、部活動や生徒会活動等の時間として活用されているところであります。

○田口雄二議員 教育長は具体的な学校名までは言われませんでした。報道によりますと、実際に廃止した学校は、宮崎北高校、高千穂高校と本庄高校です。

宮崎北高校の関係者による廃止した理由は、「教員の働き方改革と生徒の学力向上のため」と答えています。学力向上のための朝課外を真っ向から否定しています。高千穂高校は、生徒や保護者にアンケートをした上で廃止にしたようです。

ここで、他県の動きを紹介いたします。

既に昨年の9月議会で申し上げましたが、大分県は既に全廃していますが、九州の各地で廃止の動きが、ここに来て大きなうねりになってきました。

先月、熊本県教育委員会が、朝課外を廃止する方針を打ち出し、各校に検討を求めました。本年度から導入された新学習指導要領が重視する生徒の主体的な学びとかけ離れているほか、教員や保護者の負担も大きいことから、長年続く学力向上策を改めることにしました。

熊本県教委の高校教育課は、「新型コロナウイルスの感染拡大もあって、学習用端末が1人に1台配備され、個別のニーズに合わせた学習

環境が整った。学習課題は生徒によって異なる上に、個々の生徒に最適な学びを進める上で変化が必要だ」と答えています。

沖縄県では「ゼロ校時」と言っているようですが、在り方を見直すように、沖縄県教育委員会が本年3月に、全高校に依頼文を出したようです。背景は、熊本県と同じように、本年度から実施している新学習指導要領で、自分に合った学び方の確立を目的としています。

佐賀県では、難関大学への進学が多い県立佐賀西高校が、長年続けてきた朝補習を今年度から廃止したことにより、佐賀県で実施しているのは3校のみとなっています。

ここで改めて、朝課外に対する評価について教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 朝課外につきましては、それぞれの学校における生徒の資格取得や進路実現を支援するための取組として、また、経済的な負担軽減を図る取組として、一定の役割を果たしており、保護者の皆様からの要望もあると認識しております。

一方で、学校では、教師の働き方改革や生徒の主体的な学びを支援する観点から、朝課外の実施を見直す時期ではないかとの議論もあることは、承知しております。

そのような中で、現在、朝課外の適切な形態につきまして、学校と保護者が課題を共有し、協議が進められているところであり、県教育委員会といたしましても、今後とも議論を深めてまいります。

○田口雄二議員 九州で行われている朝課外は、全国どこの学校でもやっているものと、みんな思っていました。ここに来て大きく見直されつつあるのは、実態が分かってきたことと、学力向上につながっているのか疑問が出てきた

からです。

冒頭で報告しましたが、九州以外のところから見ると、朝課外は非常識と見られ、その九州でも廃止するところがかなり出てきました。本年度から実施している新学習指導要領と教師の働き方改革が、見直しのきっかけになっているところが多いようです。本県も、関係者と十分検討していただきたいと存じます。

そして先ほど、高千穂高校はアンケートをして廃止になったことを報告しましたが、ぜひ各校において無記名でアンケートを取って、生徒・保護者、そして教師の皆さんの生の声、本音を聴いていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

知事は、「日本一の読書県を目指す」、以前はよくその話をされてきました。その発信が、最近はちょっと少なくなったようにも見えます。

ネットで情報を仕入れ、本どころか新聞も読まない若者が増え、活字離れが進んでいます。本そのものもネットで取り寄せる人が増え、本屋も少なくなってきました。

知事は日本一の読書県を提唱されていますが、知事の現在の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるなど、人生を豊かに生きていく上で欠くことのできないものであると考えております。

「日本一の読書県」を掲げて、特に数値目標として何かを追い求めるというものではありませんが、読書が大切であるというメッセージを県民にも伝えたい、そしてその機運を高めていきたい、そのような思いで取り組んでいるところでもあります。

私自身、職員向けのメッセージの中で、印象に残った書籍などを紹介したり、以前、「知事の白熱教室」という子供たちへの授業の中で、「今よりもっと読書に親しもう」というテーマの下で、中学生に語りかけたりもしてきておるところであります。

また、4月の定例記者会見で発表した内容であります。本県、県立図書館が創立120周年を迎えたことから、これを機に、県民が読書への関心を一層高めていくためにも、県文化賞受賞者の尾崎真理子さんによる特別講演を開催するなど、様々な記念企画に取り組んでいるところでもあります。

本県の県立図書館は、京都府、秋田県に次いで3番目に古い。それだけ早くから県立図書館があったというのは、県民として誇りに思っているのではないかと思いますし、これからも宮崎県では、どこに行っても本に親しめる、大人も子供も読書する姿が至るところで見られる、県民の心の豊かさにつながっていると、そのような「日本一の読書県」を、今後とも目指してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 知事の変わらぬ意気込みを伺うことができました。できたら、4期目の公約にも入れていただけたらと思います。

県文化賞受賞者の尾崎真理子さんは、宮崎市出身の文芸評論家です。元読売新聞の文化部の記者で、現在は早稲田大学の教授です。県立図書館創立120周年の尾崎さんの特別講演が楽しみです。

それでは、県立図書館の現状と読書県みやぎの取組について、再度、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館におきましては、コロナ禍の中、感染症対策を施し、可能な限り開館を続けたことで、令和2年度の

年間貸出冊数は全国18位となり、令和3年度は、コロナ禍前の約35万冊に近づく冊数にまで回復してきたところであります。

読書活動を推進する、いわゆる「読書県みやぎ」の主な取組につきましては、市町村で読み聞かせなどを担っていただく読書サポーターを養成する講座の実施や、今年度の「読書県みやぎシンポジウム」におきまして、第2回宮崎本大賞の受賞者による記念トークなどを行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、他県の好事例も参考にしながら、今後も、生涯にわたって読書に親しむ「読書県みやぎ」を目指していきたいと考えております。

○田口雄二議員 先日、テレビで岡山県立図書館が取り上げられていました。貸出冊数が14年連続で日本一です。総合サービス、人文科学、児童、郷土、自然科学、社会科学の6部門の専門知識を持った30名を超える職員が、利用者からの問合せや相談に素早く対応するシーンが放映されていました。様々な企画展など、本県の図書館も大いに見習うところがありますので、ぜひ御参考にしてください。

用意した質問は全部終了いたしました、ちょっと時間が残っておりますので、お話をさせていただきます。

先ほど、朝課外のことにつきまして、いろいろと質問させていただきましたが、今回、朝課外質問をするに当たり、多くの資料が届き、連絡もいただきました。先生方、塾の関係者、私立高校の先生等々です。全員、「朝課外を早くやめてくれ」でした。遠方から通学する生徒や保護者の負担が大きい、共働きで子育て世代の先生の負担も大きい上に、学力向上につながっていない等々です。

私立高校の先生は、「朝課外をやめようと教頭に進言しても、県立高校がやめない限り、うちはやめられない」と取り合ってくれなかったそうです。

教育長は、今日の毎日新聞の朝課外の項目は読まれましたでしょうか。本日の毎日新聞の宮崎県版には、延岡高校の元校長で、朝課外を一部廃止した段正一郎先生の談話が載っています。それも、かなり厳しいことを言われておりました。

「昔の大学受験は、暗記や演習量の多さでカバーできたが、今は思考力や判断力、表現力を問う。最近はインターネット教育を学べる方法もいっぱいある。進路も多様化し、いろいろな意味で朝課外は時代にそぐわなくなっている。生徒も親も先生もみんな一生懸命なのに、それが学力に結びついていないかと考えると、エビデンスがない、言わば根拠がない。検証されないまま、今まで続いている」と語っています。現場にいた校長先生のお話です。

もう一度、本当に必要なものなのか、しっかりと検証していただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

以上で終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

